

CITIZENS FORUM for RENEWAL

No. 151

2007年9月

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX03 3230-1852

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

E mail address: gyoukaku@tokyo.email.ne.jp

行革国民会議ニュース

瀬島さんのこと

さる9月4日、瀬島龍三さんが亡くなられた。95歳だった。亡くなられたことを報ずる新聞には、中曽根さんや加藤寛さんの談話が掲載され、いずれも第2臨調の国鉄などの改革は瀬島さん抜きでは実現できなかつただろうと、その手腕を高く評価するものであった。たしかにそのとおりだったと思う。

小生はたまたま第2臨調の土光会長の秘書として当時のことを見聞きする機会があった。訃報に接し、いろいろ思い出すことも多い。瀬島さんに敬意を表しつつ、これまで口に出したことのないことをいくつか紹介し、当時の動きを理解する参考に供したい。

まず第1に言わなければいけないことは、この行革国民会議の起源をさかのぼれば瀬島さんにたどり着くということである。土光臨調が発足し、第1次緊急答申を出して一息ついた81年夏、瀬島さんに呼び出され、土光臨調を外から応援する「応援団」をつくってくれとの依頼があった。話によると、既に本田技研の創始者である本田宗一郎さんの内諾をとってあるという。何をやるにしてもお金がかかる訳なので、「お金はどうなりますか」と聞いたところ、こともなげに「本田さんはお金持ちだから大丈夫だ。場合によっては内閣の機密費をまわしてもいい」との答えであった。そこで、早速、本田さんにお目にかかり相談したところ、本田さんからは「土光さんを応援するのは結構だが、政府の提灯持ちをするようなことはしない。また、若い人を中心にする運動体してくれ」との注文がつけられた。以来、約半年、本田さんの周辺の方々、あとからはソニーの井深大さんも正式に加わるようになったので、井深さん

行革国民会議事務局長 並河 信乃の周辺の方々とも新しい運動のコンセプトを練り上げ、82年4月に「行革推進全国フォーラム」が発足した。本田・井深両氏を代表世話人とし、あと世話人として評論家の秋山ちえ子さん、当時の青年会議所会頭の黒川光博さん（現在、虎屋17代当主）、当時東洋大学学長だった磯村英一さんにご就任いただいた。このフォーラムの活動については又別の機会にご報告するが、若手の方々、労働組合（同盟系）の方々を意識し、出来るだけ筋目の正しい運動体にしたわけである（勿論、内閣の機密費など出るわけもなく、全く自腹の運動となった）。その結果、当初瀬島さんが思い浮かべていたと思われる「応援団」とはやや趣の違うものとなり、瀬島さんはその後、東急エージェンシーの助けを借りて、別の応援団を結成することになった。後で触れる、路線の違いが応援団の分立を招いたことになる。あとから出来た応援団のその後は知らないが、わがフォーラムは、その後、青年会議所、組合の行政改革推進国民運動会議、社会経済生産性本部と共同で83年7月に「行革国民会議」を任意団体として結成、そしてこれが87年に社団法人となり、ともかくも今日まで続いている訳である。最初に言い出したのは瀬島さんであったが、「政府の提灯持ち団体にしない」という路線を貫いたために、その後は全く没交渉となった。さぞかし瀬島さんは苦々しく思っていたに違いない

瀬島さんが第2臨調の委員に内定したとき、誰が何のためにかは知らないが、土光さんが三顧の礼をとって瀬島さんを参謀に迎え入れたという説が新聞等で流された。もちろん、これは全くの事実無根である。それはともかくとして、臨調の委

員が内定したときに、瀬島さんから「経団連の土光名誉会長室に、自分の机を置くように」との強い要請があった。経団連秘書室では首をかしげながら、「まあ、いいか」と瀬島さん用の机を土光さんの部屋に持ち込んだ。結局、ご自身がそこに座ることは一度もなかったの、いつのまにか撤去されたが、なぜそんなことを言い出したのかナゾである。土光さんの参謀であることを顕示しなかったのかもしれない。

そんなこともありながら、臨調発足前に瀬島さんや同じく臨調委員となった宮崎輝さんと打ち合わせを行う会合が何度か開かれた。土光さんが鈴木総理に面会に行くときに、どのような内容の申し入れを行うかが議題となったとき、瀬島さんは「内閣総理大臣を長とする行革推進本部を設置すること。云々」と書いた紙を持ち出した。おそらく、既に関係者の間ではそうした検討が進んでいたことだろうが、「こんな事務的なものでは意味がない」と考え、小生が上司の意見も求めながら「答申は必ず実行すること、増税なき財政再建を図ること」などを内容とした「申し入れ書」に書き換え、3月11日に鈴木首相に手渡したのである。結果として、これがその後の臨調路線の基本を決定することになったのであるが、おそらく瀬島さんのそのときのスタンスは、民間人として臨調の議論に参加するということではなく、臨調を運営する組織の立場から、運営しやすい環境をつくりあげるという立場だったに違いない。

瀬島さんの活躍の場として、瀬島さんを中心に各部会長らが非公式に集まり相談する「裏臨調」のことが挙げられている。たしかに与党内にもさまざまな動きがあり、それが各省庁や組織と結びついて、きれい事では済まない世界が展開していた。その中で、瀬島さんはあちこちとびまわり調整を図られたのであろう。ただ、外から見ると、どうしても既存の省庁・組織の言い分が勝った調整が行われると感じられることが多く、時々、担当者からは「瀬島さんは頭がいいので、物わかりが良すぎる」と不満の声が上がっていた。

何の件であったかは忘れたが、ある時、「裏でゴソゴソやるのはうちの爺さまは嫌いなんだよな」という誠に生意気で不遜な小生の発言が新聞に載ったことがある。早速、瀬島さんから呼び出

しがあり、「君もあまり向かない仕事をやらされているようだが」と暗に会長秘書をやめるように言われた。当時、理想派と現実派の争いということが言われ、理想派は土光会長が旗頭で、それに朝日新聞や東京新聞がバックアップ。一方、現実派は中曽根・瀬島ラインで、これは読売新聞がバックアップしていた。当時の新聞の1面見出しがこの両派で大きく食い違うことが多かった。毎日新聞は小生の所にもきたが、組合系の所に入り出していたようで、日経新聞は両派との距離を置いていたように記憶する。サンケイ新聞はやや独特で、行革の意味を狭く解釈していたようで、余り小生の所には近づかなかった。いずれにしても一種の情報戦で、瀬島さんを相手に戦うのはなかなかしんどいことでもあった。冒頭に紹介した本田・井深さんの「フォーラム」が瀬島さんと没交渉になったのも、こうした背景である。

今にして思えば、臨調は一方で土光さんのような世間から信頼された会長の下に、瀬島さんのような汚れ役をする人がいたからこそ成り立ったのだと思う。あとひとり忘れてはならないのは当時日経新聞顧問の円城寺次郎さんで、審議会のボス的存在であって、役所の行動パターンを熟知しており、しかも心から土光さんを支えてくれた。この3人の組み合わせが、臨調をとにかくも存在感のあるものにしたといえる。あの当時は小生も今より若かったため、悲憤慷慨することも多かったが、今になって思い起こせば、ひとそれぞれ、役割分担をきっちりとこなしていたということになる。土光さんも相当の古狸であるから、瀬島さんのやっていることはわかっていて、基本的には任せていた。

しかし、臨調をとりまく状況が悪化して、どうしてもここは一踏ん張りしなければならなくなると、土光さんが新聞記者に自分の考えをしゃべったりして瀬島さんを含めた外野の動きを牽制した。そうしたことが何度もある。臨調は、誰かが一人で引っ張っていったのではなく、こうしたさまざまな動きの総和として、機能していたわけである。

瀬島さんは参謀だったといわれているが、土光さんの参謀ではなく、内閣の参謀として活躍されていたわけである。

これまでの改革・これからの改革

千葉大学教授 新藤 宗幸

さる 8 月 6 日、行革国民会議は第 35 回定時総会を開催、総会議事の終了後、千葉大学の新藤教授から、「これまでの改革・これからの改革」と題する講演が行われた。以下は、その記録である。

新藤教授講演要旨

並河さんから、「これまでの改革・これからの改革」というテーマで、今日、話をしないかというお話があったときには、比較的気楽に引き受けたのですけれども、よくよく考えてみると、すごいことを引き受けてしまったなという感じがしております。これまでの改革をどのように総括するかはまだしも、これから一体どのようにしていくべきかというのは、私にももう一つはっきりとしていないような状況がございます。さりとて、そのような言い訳ばかりをしていても始まりませんので、私の考えているところを率直に申し上げて、後ほど皆様方のご意見あるいはご批判をいただきたいと思っております。

「これまでの改革・これからの改革」と言いますが、まず「これまで」の方の問題なのですけれども、これは一体どこから取り出すか。例えば 60 年前の改革を取り上げるのか、というような話になると切りがありませんので、この行革国民会議との関係も含めて、1980 年代から今日までを「これまで」という形で一応総括させていただいて、「これから」の射程はそれほど長い射程で考えているわけではなく、せいぜい 5 年、10 年といったあたりで何ができるのだろうか、そのようなことで一応の区分をさせていただきたいと思っております。

1 政権の構成と改革アジェンダの特徴

早速本題に入っていきたいと思いますが、ご存じのとおり、ついこのあいだの参議院選挙で自公連立政権は大幅な敗北を喫したわけであり、それをどのように考えるかは、後ほどまたわたしの考えは述べさせていただきますけれども、まず 80 年代以降の政権の構成と、そうした政権がそれぞれいろいろな改革を当然掲げてきているわけですが、どのような改革アジェンダに特徴があったのだろうか、そのあたりか

ら振り返ってみたいと思っております。

自民単独政権

「自民単独政権」と書きましたが、これは主として中曽根政権あるいは竹下政権といったあたりのことを意味しております。正確に言えば、新自由クラブと連立政権を組んでいたときもありますので、単独政権では決してないのですが、当時の新自由クラブの数も非常に少ないし、閣僚も 1 人でしたので、自民単独政権という形で総括させていただきます。

自民単独政権といえますと、何よりも 80 年代初頭には鈴木内閣が成立したわけですが、やはり何といても外すことができないのは中曽根政権ですし、この辺はおそらく異論のないところであろうと思えます。

この中曽根政権の特徴は、わたしも当時いろいろと批判的なことを書いてまいりました。言うまでもなく、中曽根という政治家は、今日なお非常にお元気でいらっしゃいますが、1955 年以前にさかのぼってもいいのですけれども、55 年の自由民主党結党以降の保守政治の中では保守傍流の政治家であった。そして、彼の掲げたアジェンダは、極めて新国家主義といえますか、国家主義的な改革アジェンダに特徴づけられていた。ただ、そのときわたしは、83 年だったと思えますけれども、アメリカに渡りましたが、アメリカでしょっちゅう言われていたのが、レーガン、サッチャー、全斗煥、そして中曽根。このような見出しが、『ワシントン・ポスト』等にたびたび出ていたのを記憶しております。その意味で、国家主義者であると同時に今日に至る新自由主義、そうした形でのアジェンダの設定が行われていたと思えます。

そうしたことで、第二臨調の設置、そして第二臨調の数々の答申とそれに基づく改革が行われたわけですが、そのような中で当時、忘れられないのは、82 年の『月刊自由民主』に「1985 年体制を目指して」という論文が掲載されます。だれが書いたのかというのは、もは

や固有名詞を出しても一向にかまわないと思うのですが、佐藤誠三郎氏が中心になってお書きになったものであって、この1985年体制の構築という中で二つのことが言われています。一つは、いわゆる都市部に対してウイングを広げること、それからもう一つは、日本の左翼を支えてきた巨大労働組合、基本的には国労のことを具体的には指していましたが、この国労の解体を果たすことである。そのことによって、都市部にもウイングを広げた1985年体制という保守党盤石の体制を作るのだということがうたわれております。

事実、86年の同日選挙のあと、中曽根氏は1986年体制が一応形作られたのだというように、選挙の直後におっしゃっていたわけですが、後ほどまた考えたいと思うのですけれども、まさにそのような1985年ないし86年体制の構築ということから、国家主義的にいえば、当時非常に話題を呼んだ「不沈空母」発言はともかくとしまして、防衛費のGNP1%枠突破という方向が出てくる。それから、今日、官邸機能の強化だということがいわれているわけですが、あの段階で官邸機能の強化が図られており、安全保障会議の設置も、このあいだのものとは若干違うのですが、図られている。

そして、新自由主義的な側面としていえば、先ほどの85年ないし86年体制と表裏一体なのでしょうが、いわゆる公社の民営化が徹底されていくのと、もう一つは規制緩和が図られていく。このような特徴をこの自民単独政権はアジェンダとしては持っていた。

連立政権（自民・社民・さきがけ）

そのあと、宮沢政権に至るまでの若干の単独政権は存在しているのですが、そこのところは飛ばしまして、次いで誕生したのが、自民・社会・さきがけの3党連立政権でございます（社会党は96年1月の村山首相退陣後、社民党と党名変更）。もちろん、そこに至るまでに約1年弱の、8会派といいますが、7党1会派と申しますか、細川連立政権に始まる約10か月程度の動きがございます。しかし、その短期間の問題は置いて、自民・社民・さきがけの連立政権が、一体どのようなアジェンダに特徴があったかというようにいいますと、私のこれは見

る限りでございますが、一種の社民指向と、それから、今日の国民新党を見ていると「なるほどな」という感じがするのですが、日本型保守主義といいますが、そのような日本型社民と日本型保守主義の共鳴板が、この連立政権の改革アジェンダを特徴づけていたのではないかと。

ですから、一方において、われわれが永年追求してきた地方分権改革、地方分権推進法も村山内閣のときに成立している。環境アセスメント法も成立している。それから、情報公開法自体はもう少しあとになりますが、情報公開法の検討を行革本部の中で開始するという動きも、この段階で生じてきてはおります。

しかし、同時に、古き一種の保守主義であって、言うならば、はっきり言えばばらまきというようにいえないわけではないのですけれども、いわゆる公共事業を中心とした保守農村部に対する手厚い投資といいますが、そのことによる一種の国土の均衡といった、そうした古き日本的保守主義との合同が、この政権の形を作っていたのではないかと。このように思っているわけでありまして。

連立政権

続いて今日に至る、このあいだにも連立の構成からいえば自由党の問題というのはあるのですけれども、連立政権のとして、自民・公明の今日に至る連立政権を考えてみたいと思っております。この連立政権の特徴、とりわけ小泉政権になってからの特徴ということでございますけれども、これは言うまでもなく、新自由主義にかなりの程度傾斜した連立政権であった。たしかに靖国神社問題というのはあったのだけれども、小泉自体はそれほどのいわゆる新国家主義的な政策を前面に出していた政権ではない。むしろそれは、それを引き継いだあと、（本当に引き継いでいるのかどうかよく分からないのですけれども、）現安倍政権になって新国家主義的な色彩が濃厚になる。小泉政権の改革アジェンダというのは、言うならば、中曽根政権のときの一部の部分をさらに押し進めていくものであった。

その結果がどうであるかというのは、これからの議論をまたせねばならないでしょうけれども、例えば道路公団の民営化の問題、あるいは

何よりも郵政事業の民営化の問題。そこに至るさまざまな経済的な規制の緩和、社会的な規制すらも緩和していくという、そうした新自由主義的色彩の極めて強い特徴を、この政権には見ることができるのではないか。

戦略的思考の欠如

ただ、このようにそのときそのときの特徴はありうるのですが、全体からいうと、これはこれからの改革を考えるときの重要なポイントの一つであろうかと思うのですけれども、戦術はある、しかし戦略がない。このようなことの繰り返しだったのではないか。このように、わたしはこの約 20 年というのを思うわけです。

例えば、これは中曽根氏というよりもその前の鈴木善幸、そして第二臨調が掲げた点ではあるのですが、増税なき財政再建という問題がある。なるほど、政治家が増税ということ避けたい気持ちはよく分かるのですけれども、また、増税なき財政再建というのは、その場の 3 年、4 年という短期の時間を見れば、戦術的には間違っていなかったかもしれません。

しかし、すでに 80 年代初頭の段階で、日本が急激な高齢化社会に突入していく。例えば、ご存じのとおり、国連は「65 歳以上人口が 14% に達したとき、その国を高齢化社会と定義する」という定義を使っております。この定義が本当に妥当かどうかということには、学問上の議論が残っているそうでありましてけれども、それでも、その 80 年代初頭の段階で、1990 年段階で日本は 14% の 65 歳人口を抱える。これは当時の厚生省人口問題研究所が推計していたとおりであって、事態は約 2 年早くその 14% を抱えていたわけでありまして。

そのような中で、土光さんがいろいろおっしゃった、このままでは日本はだめになるというけれども、今、あの当時の一般会計だけ取り上げて、債務の累積額を今と比べれば雲泥の差で、今から見ればいい状態だったというようにいえないこともないわけでありまして、いずれにしても、例えば増税なき財政再建というスローガンに象徴されたように、ここには戦術はあるけれども、日本の社会構造を見据えた戦略は非常に乏しかったのではないか。

同じことが自民・社民・さきがけについても

いえるわけでありまして、日本型社民と日本型保守主義の結婚ということで考えてみても、これは一体、社会経済構造、とりわけ、もうこの段階になってくれば、重厚長大産業ははるか昔に崩壊している。そのような状況であり、さらにバブル経済が破たんしている。

そのような中で、本当に、個別的には申し上げたように、環境アセスメント法だ、分権法だということに手を打つ。打つだけでも、将来の骨格に対するビジョンを示したかといえは全く示していないし、それから、この自民・公明の小泉政権にしてみても、一体あそこまで新自由主義を徹底したときにこの先のことをどのように考えるのか。とりわけ、当然のことなだけでなく、今日の言葉で言えば格差社会の進行といった問題に対して、それが起こりうる事態というのは、当然、科学的には推定されるわけで、それに対してどのようにするのか。将来の経済成長を待つというのは、あまりにも楽観主義であって、政治の責任を欠いているのではないか。むしろ、経済・社会の改革と将来的な戦略をどのようにするかという論理は、やはりこの政権にも欠けているのではないか。

つまり、常に、右も左も含めてなのでも、われわれが反省してみなければならないことは、そのときの戦術的にはなるほど妥当なのだけでも、戦略的な思考を欠いてきたのではないか。逆に言えば、戦略的思考の上でそのときそのときの病理を解決する戦術というものを立案するという思考が、非常に弱かったのではないかというように思っているわけでありまして。

2 経済財政運営と改革アジェンダの変遷 拡張主義的財政運営からゼロ・マイナス・シーリング

以上のような改革アジェンダの特徴ということ踏まえた上で、「経済財政運営と改革アジェンダの変遷」に話を移させていただきたいと思っております。

私はいくつかの本で、「この国は拡張主義的財政運営から本当に抜け出そうとしたことがない」というように、何回も重ねて書いてまいりました。つまりは、60 年代の、減税してもなおかつ、翌年、自然増収が減税額を上回る。し

たがって、パイはどんどん増えていって、公共投資を中心にした投下だけをしていく。出の方の拡張主義的財政運営が、60年代には入りも担保していたからよしいわけでありませうけれども、ご存じのとおり、80年代以降というのは入りの方が担保できなくなってきた。そこで、土光臨調以降、中曽根政権になって、ゼロ・シーリングだ、マイナス・シーリングだというように、シーリングは厳しくなってきました。お入りですけども、しかし、歳出規模が縮小を見ているわけではない。したがって、その出を支えていくために、言うまでもないですが、国債を発行していかなくてはならないという、このような財政運営を繰り返していったわけでありませう。

そのような中で、先ほども少し申し上げましたが、戦略がもし明確に設定されているならば、一方でゼロとかマイナス・シーリングを戦術的に設定するにしても、中曽根政権時代の売上税、あるいは竹下になってからの消費税という、こうした付加価値税問題が正面から議論されてよかったと思うのです。また、そのことを野党の側も、一体、将来構想からいうならばどのような改革がありうるのかということ、入りの面から考えていくということが必要だったのではないかと。

ところが、売上税は葬られた。そして消費税は、直接税と間接税の直間比率を同一にするという極めてあいまいな形で、消費税3%という形の導入が行われていった。したがって、今日若干変化はしているけれども、まさに公共事業分野の内部でのシェアの均衡ということは、全くこの段階で打ち破られることがなかったわけですね。

そして、私が昨年、『財政投融资』という本をいささか腹立たしく思いながら書き進めたわけですが、この段階でも、まさに一方で非常に潤沢な大蔵省資金運用部資金、郵便貯金、国民年金、厚生年金等の資金を使った形で、次々と財投規模が拡大していく。財投規模の拡大というのは、別にもう60年代ではございませうから、財投機関がそれぞれ朽ち果てているのをいかに支えるかという意味で、その財投規模が拡大する以外にない。結局は、ゼロ・シーリングやマイナス・シーリングは、われわれにとって非常に厳しく見えたけれども、それ自体、

有効な財政改革の手段ではなかったというようにいえるわけです。

ただ、今日に続く問題として申し上げておきますと、1985年に高率補助金・負担金の補助負担率の1割削減ということが行われました。この高率補助金の補助負担率1割削減という構造が、後ほど申し上げるような中央・地方関係に、わたしは今日なおダメージを与えているのだらうというように思っております。

言うまでもなく、このことによって、大半の社会福祉関係の補助率・負担率は3分の1にまで下げられました。2分の1・2分の1だったものが、国の負担率は3分の1まで切り下げた。生活保護にしても、当時、これは85年単年度限りと言っていたわけですが、1950年の生活保護法本則が10分の8と10分の2というように設定していたものを、10分の7と10分の3という形で、10分の1だけ地方に押しつけるという改革が行われていった。

そして、受ける方も受ける方だと、あのころわたしは何回か厳しく言ったことがございませうけれども、押しつけた分は臨時財政特例債で実際の面倒を見ますよという形で、当時の地方財政対策がとられたわけですが、これが今日、やはりワーキングプアだ、個人間の格差だ、そのことに対応できていない今日の行政の源流に、わたしはなっていると思っております。しかも、後ほど申し上げる三位一体改革で、全く同じ手法がとられたというように思えるわけです。

したがって、その拡張主義的な財政運営がお供物・御利益政治を何とか維持していった。そしてゼロ・シーリング、マイナス・シーリングになっても、実質はほとんど変わらない。しかし、いわゆる生活者の政治という観点から見た場合に、そこに今日に至るかなりのダメージを与えたというように、一つは総括しておきたいと思うのです。

拡張主義的財政運営の「復活」・既存財政構造の温存

ところが、これは連立政権の といいますが、自民・社民・さきがけ連立政権になってくると、実は拡張主義的な財政運営が復活を見ている。つまり、ゼロ・シーリングあるいはマイナス・

シーリングといていたときには、比較的、政策的経費と経常経費を単純に分けて、そして、前年度比マイナスいくらかという形をとっていたわけですが、この日本型社民と日本型保守主義の結婚以降、ご存じのとおり、概算要求枠の中は極めて複雑に特別枠を次々と作って複雑化していきます。それは多分、もうすぐ出される概算要求基準についても同じなのではないか。だから、別枠のほうに期待するというようなことが各省から流れているという報道がございますけれども、非常にこの概算要求枠が複雑怪奇になってまいります。

そして、1996年の総選挙を受けて行政改革会議が設置されますけれども、この行革会議と別に、97年正月が明けると財政構造改革会議が作られます。当時の橋本首相・三塚大蔵大臣は当然として、歴代の首相（中曽根、竹下、宮沢、そして村山）、それから歴代の大蔵大臣といったメンバーなどによる財政構造改革会議が作られる。そして財政構造改革会議の結論に基づいて、その年の秋になって、財政構造改革法案を国会に上程するということになります。

当時、わたしは参考人で国会にその構造改革法のことと呼ばれました。あの財政構造改革法なるものは、言うならば、各分野に均等の削減率をかけるだけですから、全体の頭を抑えることはあるとしても、これは財政構造改革法ではない。財政構造改革というならば優先順位を替えることであって、各分野に等率の削減率をかけている限り優先率は変わらないだろう。だから財政構造改革法ではなくて、既存財政構造温存法であるというように申し上げました。しかし、やらないよりはやったほうがよろしいでしょうということを、最後に付け加えてはきたのです。

現実に、このあと、この財政構造改革法は棚上げされますけれども、財政構造改革法が等率のマイナスをかけるにしても、現実問題として拡張主義的な財政運営が復活した。そのことが小淵政権につながっていったということは、否定できない事実だと思うのです。そして、その小淵政権の方は、財政構造改革法を棚上げして、巨額の公共投資予算を組んでいくことになるわけでありまして、しかし元々、先ほど来から戦術はあるけれども戦略がないというよう

にずっと申し上げてきているのですが、財政構造改革法が仮に生き続けていたとしても、実は同じ分野が生き続ける、既存財政構造の改革にならないで、既存の構造は脈々と生き続けるという意味で、拡張主義的な財政運営から大幅に脱却するものにはならなかったといえるのではないか。

新自由主義路線

そして、さすがに、小泉政権になってくると、新自由主義路線をとらざるをえなくなってくる。特に一番財政面で大きいのは、何と云っても、一つは財政投融资といいますが、その破たん状況が、特に運用面において明確になっていった問題と、もう一つは地方交付税特別会計がほとんど特会としての機能をなさないという状態を呈したことであり、わたしは思っています。

と申しますのも、地方交付税特会の赤字というのは、今から言えば、93年段階でわずか、わずかという言い方も正しいかどうか分かりませんが、それでもわずか6,800億だった。それが、小泉政権成立の2001年になると40兆円を超えるわけですね。このすごいスピードの赤字。なぜそれがもたらされてきたのかというのは、ある意味で単純でありまして、国・地方の恒久減税を続けながら、他方において、とりわけ小淵さんになって、まさに景気の浮揚だといって巨額の公共事業を打つ。しかし、常にこの拡張主義財政を支えたものはまさに国からの補助金ですから、要するに、単純に言えば、自治体が補助裏を支出できなければ、いかに大蔵省からふんだくったところで消化できない。では、補助裏が確保できるような仕組みはどこにあるかという話になれば、地方交付税を使って、見かけだけ自治体のお座敷がきれいだという話にせねばならない。

しかし、その地方交付税の原資そのものに限りがありますから、ではどのようにしたかといえば、地方交付税特会が大蔵省資金運用部から次々と借金を重ねていく。それが、6,800億円からわずか7年そこらで40兆を超える借金になったということです。結局は、一方で財投の破たん、とりわけ財投運用機関の破たんが次々と明確になっていく。そしてこれを繕っていく。しかし他方において、この急激な地方への問題

が浮上する。そうなってくれば、小泉政権が次々と掲げた、まずは特殊法人改革。これも実態からいえば、その多くは大した改革になっていないのですが、それから財投改革。財投改革を最初にアジェンダに挙げたのは橋本政権だったわけですが、財投改革であり、その基本ベースとして郵貯問題であるというのは言うまでもないし、財投機関の道路関係4公団の民営化という問題が出てくる。

それから、経済的な規制の緩和。とりわけ戦後日本を支えてきた官僚制によって仕切られた市場の解体。つまりは、道路運送業にしても銀行業にしても証券業にしても、それぞれの所管庁が仕切った市場を作り、その市場の中での共存共栄を図ってきた。一体だれのための規制で、だれを保護しているのか、規制しているのかよく分からない。しかしそれも、高度成長時には、いうならば日本の経済発展を支えていましたから、当時は大きな問題にならなかった。しかし、この段階になってくれば、このような50年代、もっと言えば、野口悠紀雄さんの言い方をすると、1940年体制の延長だということにもなってくるわけでありまして、ともあれ、1950年以降急速に強まっていった官僚制によって仕切られた市場、これを解体することが論理的に出てくるのは、ある意味で当然ではないか。

そもそも、80年代に、言うまでもなく、電電公社の民営化といいますが、電気通信市場が創設されたわけでありまして、この電気通信市場の創設といっても、これは伝統的な官僚制によって仕切った市場の創設であるという、50年代・60年代手法とほとんど変わっていない。だから、第1種・第2種といった電気通信事業者を設定して、その免許から料金から、最後は役員にまで口を出すという構造であったわけで、長らく日本の経済を支えたといわれてきたこの官僚制によって仕切った市場を、解体に向けて動くという、それ自体は当面の戦術としていえば妥当な路線だったのだろうというように思っております。

ただ、問題なのは、そこから出てくるであろうマイナスの問題に対して、ほとんど目が行っていない。行け行けどんどんでいくのはいいのだけれども、そこから出てくる問題にほとんど

対処していないということは、今後のことを考えるときにかなり重要な問題として考えなくてはならないのではないか。

とりわけ、例えばタクシーのように、従来、あれは一種の典型的な、規制しているのだから保護しているのだからよく分からない経済規制のやり方でありまして、あそこまで新規参入を認めてしまう。今度は、例えば運転手が何人が集まって会社を作る。ますます話がおかしくなってくる。このような状態はある意味で想定されるわけであって、そのような将来構想を欠いているということが、かなり重要なマイナスを今後にもたらしていくであろうし、われわれはこれからの改革を考えるときの、いうならば教訓として残しておかねばならないことではないかというように思っている次第です。

そして、この経済財政問題と若干視点を交えて、いわゆる政治改革、それから行政改革の問題に、この約25年以上になりますけれども、この時代をもう一度振り返ってみたいというように思っております。

3 政治改革と行政改革

橋本行革の意義と限界

「橋本行革」というように書いていますが、それ以前のことから申し上げれば、いうまでもなく、皆様方ご存じのとおり、90年代初頭の、いわゆる政治改革がある。一連の巨大スキャンダルに見舞われる中で、政治改革だということになり、そして、7党1会派の細川政権も誕生していく。そのような中で衆議院の選挙制度の改革が行われ、政治資金規制法を、あの段階でもザル法だという意見はたくさんありましたが、それでもいっくら強化しよう。それから、政党助成法を制定して政党に公費助成をする。このようなこと。それから、後に述べる地方分権改革、これらを一体のものとして政治改革という議論がございました。

ただ、わたしは93年の8月から1年半ほど、イギリスのシェフィールド大学で日本政治をしゃべるといふ約束をその前からしておきまして、行くときになって、まさかあのような政変が起きるとは想像もしていませんでしたから、向こうへ行って失敗したなというように思いました。行ってからは、「これから日本はどうなるの」

という質問ばかりで、「分かりません」と答えざるを得ない。「なぜこうなったかはこれから講義はいたしますけれども、これからどのようになるかは全く分かりません」ということを、何度もしゃべらざるを得なかったのです。

ただ、あのときにつくづく思ったのは、日本はあまりにもイギリスモデルというものを過信しているのではないか。あるいは、羨望のまなざしでイギリスモデルを見ているのではないか。だから、二大政党制になれば政策論争が起きる、そして政権交代が可能になる、このようなことを盛んに言ったわけです。しかし、それはそこ止まり。つまりそれ以上の発想が常にこの国の政治の改革には欠けていた。

なぜならば、例えば二大政党になって、政策論争が起きて、政権交代が起きるといっても、イギリスだけ見ていれば、旧保守党政権も長かった。今度の労働党政権も長い（もう少ししたら、保守党政権になるかもしれないけれども）。ただ、この場合に、そのような論理が機能するかどうかは、イギリスのことをきちんと見るべきなのです。その実態を見るべきですね。例えば、日本の場合には、与野党ともに党中央が候補者の選定権を持っていない。イギリスの場合でいえば、党中央が「おまえはどこの選挙区から出る」と、その選挙区の決定権を持っている。だからサッチャー女史も、確か最初の2回というのは、労働党の牙城で、どれほど頑張っても勝てないところから立候補させられたはずです。ところが、わが方は、自分で自分の選挙区を決めているわけでしょう。

わたしは、河野洋平など、あのときから全く信用しないのです。なぜなら、細川と河野の協定があって、あの衆議院選挙制度改革法案は最終的にスタートしたわけですね。そして、あの人はそのあとどのようにしたかといえば、自分の選挙区が二つに分かれた。かつての河野一郎時代から引き継いだ選挙区が二つになった。一つは自分が出て、もう一方からは息子を出すということにした。「それはないだろう、おまえ」というように言いたくなるのですけれども、一つは、党中央がきちんとした候補者選定権を持っていない限り、自分で自分の選挙区を選んでいる限り、これは機能しないです。

そのようなことよりも何よりも、ともかく、

イギリスは二大政党の国だといえども、ますます、このあいだの総選挙でもそうなのですが、同じ名称でややこしいのだけれども、自由民主党の議席が徐々に徐々に伸びていっているのです。労働党もだめ、保守党にも飽き足りないという、言うならば中の上階層が住むような地域で、自由民主党が伸びていっている。そのような中で、さらに、比例選挙に変えるべきだという意見もあり、それもだんだん強まっておりますけれども、そのようなことも全く見ないで、政治改革だ、イギリス型モデルだというように話が進んでいった。

イギリスのシェフィールドのわたしの家まで電話をかけてきた新聞記者が複数ありましたけれども、「日本では、やってみてだめだったら直せばいいという議論になってるんですけど、イギリスを見てどう思いますか」と言うから、「イギリスを見なくたって簡単ですよ。やってみて直せばいいって、その直す権力はだれが今度は持つんですか。今の選挙、この新しくなる選挙制度から選出された議員が、直すか直さないかの決定権を持つのであって、その連中にとったら、やってみてだめな選挙じゃなかったわけだから、直すわけがないでしょう。だから、やってみてあとで考えるなんていう、そのようなばかばかしい議論はやはりだめなんで、より長期的な視野から選挙制度改革あるいは政治改革全体を考えるべきではないですか」というように申し上げた。しかし、そのような話は通らないまま今日に、とりわけ選挙制度改革が、改革と本当にいえるかどうか分かりませんが、今日に続いていて、これをどのようにするのも、これからを考える最も重要なポイントのかなり大きい点ではないだろうかと思います。

その上で、96年の総選挙というのは、この衆議院選挙制度が変えられた最初の総選挙ですね。このときに、共産党を除いた全党派が行政改革ということを選挙公約に掲げました。これは、先ほどお話ししたように、財投機関の機能は全然もう破たん状態だし、赤字は累積するし、特に地方交付税特会の状況は象徴しているような状況だしという中で、行政改革だというのは当然だったと思います。そして橋本氏は、最初は確か5大改革と言って、そのあと、教育改革を入れて6大改革を断行するのだというように

言うわけですが、総選挙後の11月の、わたしの記憶に間違いなければ26日なのですが、この11月26日に、行政改革会議をスタートさせて、そこから約1年にわたる行革会議がスタートしていくわけです。

橋本さんは、よく分からないのだけれども、21世紀型の日本の行政システムを作るのだということを強調された。このとき、少なくとも明確に二つの認識があったのだろうというように思っております。一つは、内閣統治を強化するという問題。それからもう一つは、ちょっと行政学の細かい話になるかもしれませんが、各省の設置法と行政作用法との混在状態を純化するという二つの意識はかなりあったのだろうと思っております。

当時、連合会長の芦田さんが委員として参加され、非公式なのだけれども、アドバイザー組織を作れ、その一員にもなれという話になりまして、会長のところに入ってきたマル秘文書を、わたしはだいがコピーをいただいて、今日なお大事に持っているのでありますけれども、まず前者の問題からいうと、実は日本の首相というのは、これは橋本氏自身がつくづく思ったのでしょうが、決して制度的には強大ではない。つまり、内閣法ならびに国家行政組織法で、所轄の原則、主任の大臣制がしかれている。したがって、首相が主任の大臣なのは当時の総理府だけで、他の省はそれぞれの国务大臣が主任の大臣であって、首相といえども他の省を指揮することはできない。このような制度上の欠陥が存在している。

これを覆い隠してきたのは、60年代・70年代の自民党の巨大派閥のボスが首相になる、あるいは合従連衡で首相になるという、自民党政治の力学が首相の影響力を拡大してきたわけですが、橋本氏は、もちろん自分の派閥のボスでも当時なかったし、あとで名目だけボスにはなってみても、政治資金面から面倒を見るような人間でもなかったし、しかも、一応、社民・さきがけを抱え込んだ連立政権である。おそらく、この内閣統治の強化、あるいは首相統治の強化をせねばならないというのは、自分の経験から学んだ点であろうというように思うのです。

ですから、当時もそれなりに議論があった話ですが、日本で最大の発行部数を誇る某新聞社

の社長が、この行革会議の委員でありました。あの議事録を読むと、防衛庁を防衛省ないし国防省にしろということをしつこく言うのですね。ところが、当時の行革会議の事務局次長、かつての総務省の事務次官でありますけれども、「いやあ、先生、それはおっしゃるのは簡単だけれども、防衛庁を防衛省にしたら、主任の大臣は防衛大臣になって、首相の防衛省に対する指揮権が及ばないのです。だから、内閣府の外局として防衛庁を置いてくほうが、首相の影響力は強いのです」というように言って、渡辺さんのおっしゃることに否定的な事務局見解を出すのですね。ところが渡辺氏は、「そうか。そんならそっちを変えろ」と、ある意味で正当な話をされているのですが、今申し上げたような首相のこの認識は、結局、非常に妥協的なところ、つまり、内閣法第4条を改正して首相の発議権ということ認めるという程度で終わったわけです。首相が閣議で前もって了解を得た事項については指揮できるという、内閣法4条の改正に終わった。もちろんその内閣府というものを国家行政組織法から外して作ったことは、一つの大きい評価かもしれませんが、しかし、首相統治ということからいえば、内閣法4条の改正ではなくて、やはり、内閣全体を指揮できるようにしなければならぬ。しかし、このようなときになると、イギリスモデルというのはだれも使わないのですね。ともかく、極めて中途半端な問題に終わった。

それから、後者の問題なのですが、当時の大蔵省の設置法をご覧になった方は、所掌事務規程の後に権限規程が置かれていたのをご記憶だと思うのです。日本の官庁の設置というのは、かつてはといいますか、戦前期体制のもとでは、勅令で例えば大蔵省官制という形で設置が根拠づけられていた。それが、国家行政組織法、さらには、それに基づいて各省設置法という国会制定法によって各省の設置を根拠づけるという形に変わった。

ところが、それならば、敗戦で解体されなかった旧来からの省は戦後どのようにしてきたのかということ、1949年の国家行政組織法の制定まで約4年あるわけですが、その間は旧官制のもとで仕事をしてきた。そして今度、新たに各省設置法が必要になる。そうすると、どのよう

にしたかという、各省官制を各省設置法に書き換えて、せいぜい片仮名を平仮名に直して、各省官制で仕事をしつつ、国会に例えば大蔵省設置法案なるものを閣議決定して提出して、そちらが通ると大蔵省官制は廃止して、新たな大蔵省設置法のもとで仕事をするという、綱渡りのようなことをやってきたわけです。

そこで、戦前の大蔵省官制には権限規程があった。これは、天皇主権で天皇のサーバントなのだから、権限規程が置かれていても決しておかしくはないのですが、今お話ししたような綱渡りをしてくるから、当然のことながら現在の国民主権のもとではどうも話が合わない。大体が、各省設置法というのは、われわれ主権者が、そのサーバントならびにその集合的組織をコントロールする法律なのであって、彼らが設置法を根拠に公権力を行使することは、論理的におかしな話なのです。

ですから、当然のことながら、公権力行使のためには行政作用法があって、この行政作用法に基づいて各省の所掌事務が次に決められるという論理といいますか、手順を本来とるべきなのだけれども、日本の歴史からいえばそこまでいかない。そこで、先ほどの主任の大臣制と絡んで、各省はその設置法を根拠に勝手気ままな仕事をする。それはおそらく、橋本氏から見れば、これはまた非常に邪魔なといいますか、何ともやりづらいということだったのだろうと思うのです。

ただ、これも現実問題としていえば、大蔵省の設置法から権限規程は削除されました。これは、わたしは非常に大きな成果だったと思います。と思いますが、しかし、行政設置法と行政作用法とを照合して設置法を書き直すという作業は、あの段階では全く行われることがなかった。そのような意味では、橋本行革の限界だったというように思っております。

そして、先ほども触れてはおりますけれども、首相の提案権を認めたといいいますか、法改正したという1点と、もう一つは内閣府の設置ならびに内閣総理大臣官房の、言うならば官邸機能の強化ということが一応は行われているのですが、しかし、橋本内閣、あるいは、そのあと小淵さんになるとなおさらそうなのだけれども、いわゆる、これはあとの問題とも関係しますけ

れども、官邸といいますか内閣府といいますか、そこへの、制度的には可能なのだけれども政治任用を全くといっていいほど行ってない。これは、小泉になってもそうなのだけれども、せいぜい飯島氏程度の話であって、それ以外の政策統括官レベルになると民間人を雇用したりということはあるのですが、中枢の部分に政治任用を行っておりませんから、現実問題として、内閣統治の基盤といいますか、器はできたとしても、それを動かす人の面においては非常に弱体だったということができるとは思っております。

政治改革としての地方分権改革

村山内閣から橋本内閣に引き継がれていく過程で、具体的に地方分権推進法が制定され、そして、第1次の地方分権推進計画が作られていくのですが、ともあれ、本来、政治改革の一環としての地方分権改革ということは、一応、アジェンダとしては続行していた。それが、95年の地方分権推進法の制定と、その年の7月の地方分権推進委員会のスタートというところに結びついていったというようにいえるとは思いますが。

しかし、いえることは、地方分権推進委員会の限界だったのか、あるいは政治の方の限界だったのかはともかくとしまして、政治改革としての地方分権改革だという認識は、実は、分権委員会がスタートすると、かなり薄れていってしまったというようにわたしは思っております。あくまで政治改革として地方分権改革を実施していくというのは、まさにこれからの改革のこれまた一つの重要なポイントなのではないか。これまでの地方分権改革といわれているものは、むしろ、わたしども行政学などということをやっている人間からいえば興味津々ではあるのですけれども、行政の非常に細かな制度の部分を感じているにすぎない。

だから、機関委任事務制度を全廃したことは大きいです。別にわたしは否定はいたしませんか。機関委任事務制度はどのようになっているか。例えば、「日本に1箇所しかない運河を対象にした運河法なんか要るのか」「運河法は要らないんじゃないか」「いや、やっぱり要るんだ」「じゃあ、自治事務にしたらどうか」「い

や、法定受託事務のほうがいいんだ」。このような、一種の迷路のようなところに入っている。あるいは保健所法で「保健所の所長は医師でなければならない」と書いている。別に医師じゃなくてもいいではないか。そのとおりだと思います。医師でなければならない理由は何もないだろう。保健所から医師をなくしてしまった保健所というのはあり得ないでしょうけれども、保健所長が医師である必要性・論理性というのはそれほどなかったと思うのです。むしろ、医師であろうがなかろうが、地域の保健政策をきちんと立案できて、それが実施できるというプロフェッションであるべきだと思うのですが、しかし、医師が必要か必要でないかという話の迷路に入っていく。

だから、これは一つの例でしかございませんが、言うならば政治改革としての分権改革ということに関しては、委員の方々にはそのような認識は当然あったかもしれませんが、あったかもしれませんが、全体的な状況を見ると、政治改革としての地方分権改革という認識は、この95年7月以降、かなり揺らぐといいますが、薄らぐといいますが、そのような状況を呈していったように思うのです。

4 行財政改革としての地方分権改革

2000年改革の意義

ですから、この2000年改革というのは、行財政改革としての地方分権改革ではあったと思います。2000年に地方分権一括法が施行された。そして、570件からあった機関委任事務が、自治事務と法定受託事務、そしてごくわずかの直接執行事務になった。

ただ、そうは言ってみても、一つの行政というのは、この自治事務・法定受託事務を組み合わせると一つの行政が展開されているわけですね。だから、例えば、昔でいえば区画整理事業のどこを区画整理するかという告示は、ここまで機関委任事務であったわけですがけれども、ここを市町村の自治事務にしようということになった。しかし、区画整理組合というレベル、あるいは事業の認可という話になれば法定受託事務で、最終的に国土交通大臣の所管から外れるわけではないという、非常に複雑な話になる。機関委任事務制度の廃止をわたしは高く評価はいたし

ますが、行財政改革としての意味はあったわけですが、そのような意味で、2000年改革の一つの限界はそこにあった。

そしてもう一つは、機関委任事務がなくなったからといって、この前、猪瀬氏が「それはあまりにもおまえたちの業界用語だ」とあちらこちらでしゃべったりしていますけれども、いわゆる規律密度の問題。つまり、法律、政令、省令、あるいは補助負担金要綱でこまごまと決められている縛りですね、これ自体が緩和されたわけではないという限界を伴っていたと思います。

三位一体改革の理念・現実と今後の課題

そのような意味で、しかし2003年の骨太の方針第3弾で、いわゆる三位一体改革が打ち出された。余談ですが、このあいだ新聞は「姫の虎退治」と言って大騒ぎしているのだけれども、本当にあれは退治してしまっただけののだろうかというように、わたしは思うところがあるのです。本当に分権改革とか公務員制度改革ということを考えてときに、簡単に虎を殺してしまっただけののだろうかというように、実際のところ思うところがあります。

ともあれ、片山さんは小泉内閣の総務大臣であった。それゆえに、三位一体改革、骨太の方針第3弾が決められた。そして、4兆円規模の国庫補助負担金を廃止する。そして2003年段階でいえば、義務的経費については全額、それ以外については8割相当額を国税から地方に移譲する。あとは地方交付税の財源補助機能を圧縮するという、これを一体で進める。22兆円規模の国庫補助負担金の中の4兆円というのは、いかにも小規模であるという批判は当然起こりうるし、わたしもそのように話したことがございます。しかし、それでも、入り口としていえば、本当にこの理念に忠実に4兆円規模の改革が行われていくのならば、これはきっかけとしてはいいきっかけになったのだろうというように思っております。

しかし、現実はいかに。これはもう最近の話ですので、皆さんよくお分かりの点だと思うのですが、4兆円の国庫補助負担金は削減された。しかし、移譲されたのはそのうち1割。残りは、補助率・負担率を削減することによって国の支出を削減しただけの話です。地方交付税に至っ

では、03年度をベースにすれば、07年の出口ベースで5兆1,000億円の削減を図るといふ、このような話になってくると、一体、三位一体改革の理念というのはどこへ行ってしまったのか。

しかも2004年段階において、全国知事会はじめ6団体に、3兆円の国税移譲に見合う国庫補助負担金の廃止リストを持ってこいといった。そのようなものはどうせ作れないだろうという意味でやったのかもしれませんが、提出させた。そのあと、個々に所管大臣と6団体側との協議が展開されていくわけではありますが、そのときに、実はその各省大臣はほとんど官僚機構の言うままで、その代弁者、代理人として行動した。そうすると、一体、閣議決定というのは何なのか。

もっと言うと、小泉首相は「官邸主導だ」ということを盛んに言う。確かにそのことが発揮された部分、例えば郵政などは典型かもしれませんが。そのような部分はあるのだけれども、おそらくほとんど関心のなかったのは、この部分と、それからもう一つ言えば、公務員制度改革、この二つについては、彼の関心は非常に低かったのだと思う。例えば、小泉政権は2001年12月に公務員制度改革大綱を閣議決定している。ところが、彼の政権5年6か月のあいだ、これには全然手もつけなかったという事態ですね。

ともあれ、この面でいえば、各省官僚の代弁者としての行動が大臣たちに伴っていて、その意味で言えば、先ほどの橋本行革まで返るわけですが、内閣統治の基盤は非常に弱体のまま、一見、パフォーマンスのもとでその内閣統治が非常に強化されているというように思える部分がございます。

「改革疲れ」からの脱却

今、4月2日から地方分権改革推進委員会がスタートしております。一体、これが今後何をしていくのかというのは、わたしにもよく見えないのでありますけれども、いろいろなアジェンダをごちゃごちゃにしないで、つまり、やれ道州制だというような話とごちゃごちゃにしないで、もしやるとすれば、三位一体改革の理念にもう一回きちんと戻った税財政改革を行っていかねばならないだろうし、それと一体で規律

密度の緩和を図るといふことをやるべきだと思います。前の地方分権推進法は5年間の時限立法をあとで1年延長しておりますけれども、今度は3年でスタートして、どうせ今度は延長はないと思いますので、この3年後には新しい地方分権一括法を作るのだと言っているわけでありまして、この3年なら3年という期間で何ができるのか、そのことに集中してやっていくべきではないかと思えます。

ただ、正直なところ、いろいろなことを言うことは可能ですが、いろいろと地方の首長さんと会ってみたりして、何か改革疲れしていますね、正直に言って。「もうこれ以上、どうでもいいんだ、もう」という話で、だから理念もへたたくれもなく、「ふるさと納税だ。金くれる？ ああ、賛成だ」という話になっていて、ともかく骨太に何かを改革していく、そのために地方から旗を振る、そのような意欲が非常に薄れているのではないかと、というようにわたしは思います。ここからいかに脱却するのか、それをエンカレッジできる勢力をどのようにして築くのか。そちらのほうが極めて重要になっているのではないかと、そのように思うわけです。

5 ローカル・ルールとグローバル・ルール

避けられない経済のグローバル化

そこで、いろいろなことを申し上げてまいりましたが、少なくとも5年かそこらということ、これからの改革の射程距離だというように考えたときに、私は、生活者といいますが、地域といいますが、そのような意味のローカル・ルールと、それからグローバルなルールとをいかに調節するのか。このことを政策領域の多面にわたって追求するということが、これからの改革の根幹にわれわれは設定せねばならないのではないかと、このように思っております。

特に、いやおうなく経済のグローバル化が進む。かつての重厚長大産業が仮にそのまま生き残っても、生産拠点は国内になど置かないで、海外に生産拠点を次々と広げている。そして、もうここ10年20年にわたって、いわゆる情報化だ、ソフト化だといえは何かきれいに聞こえるけれども、そうしたまさにグローバルな経済、国際金融状態の中に押し込まれていってし

まう。そのような経済のグローバル化は、ある意味で、もはや日本がどうこう言ってみても避けられる話ではない。そのときに一番われわれが考えなくてはならないのは、そうなのだけでも、そのときに生活者のルールをどのようにするのか。そして税制の、国税なら国税の、企業の税も含めて、ルールをどのようにするのか。

例えば年金問題も深刻だけれども、医療費問題のほうが、保険制度の崩壊のほうが、はるかに深刻な事態ではないか。医療財政が赤字である、だから医療費の圧縮だという、この論理の一点張りで来ているわけですね。しかし、その一方で高齢化はどんどん進行する。加齢とともに疾病を避けることは、残念ながら人間には不可能である。そのとき、それならば、この医療保障をどのようにするのか。さらには、経済のグローバル化とともに、所得の格差が開いていくことも事実だけれども、ワーキングプアが増えざるを得ない。そのときに、このワーキングプアの医療保障をどのようにするのか。このようなことを、生活者のルールとしてわれわれは定立せねばならないのではないか。それは、わたしに言わせれば、税体系の根本的な改革を果敢に訴えていく政党が、表に出てきてくれなければ困るという話です。

そもそも、保険料でというけれども、国民健康保険も、皆さんご存じのとおり、われわれの保険料だけで賄っているわけでは全然ない。そして、税を投入しているから医療費の圧縮だという話になってくる。そうではなくて、そのような生活のルールを築くということに関していうと、言うならば、税体系の問題を考えていかななくてはならない。

企業の政治と生活者の政治

それから企業も、経済のグローバル化が避けられない。だから、いかに効率的な事業を営んでいくのか、そのためには、雇用の形態を、今、議論されているような形に変えていくとかなどを考えるのではなくて、いわば、社会的責任という問題をどのようにするのか。かつて、われわれは、企業というのは社会の一員だと言ってきたことはたくさんあるわけですが、そうならばなおさら、グローバル化が避けられない中で、日本企業のいわば社会的責任というものを、国

内においてどのように示すのかということが出されねばならないだろうし、そのことを、どの政党にやる気があるのかないのか全くよく分からないのですが、分からないけれども、そうした経済社会的規制の再規制をきちんと訴えるということが、何よりも問われているのではないか。

だから、よく言うのです。「経済発展のために医療費が重荷になっている？。冗談を言うな」と。人の命は経済発展のためにあるのではないという問題を、きちんと定義しうるのかどうか。

これは介護保険も同じです。およそ保険料だけではじめから賄えるものでは全然ないわけですが、この2006年改正以降の介護保険の惨憺たる状況というのは、もはや、何といえますか、年を取ること自体を許さないという状況に等しくなっているのではないか。だから、そうした形の政策展開をきちんと行うということが、一つ重要なのだろう。

政府間関係の組み換え

それからもう一つ、先ほど申し上げた点の裏返しですが、「政府間関係の組み換え」というように書きましたけれども、わたしは、分権改革というのはまさに政治改革としてあるのであって、単なる行財政改革としてあるのではないということだと思うのです。つまり、何やら権限が県あるいは市町村に下りればいいというのではなくて、まさに中央政府に対抗しうる地方政府。憲法改正問題はいろいろあるのですけれども、今日もある行政法学者の論文を読んで、「このおっさん、分かってねえなあ」という感じがしたのだけれども、「地方自治は団体自治と住民自治から成り立つ」と相変わらずいつている。いい加減にしると言いたくなってくるのですが、わたしに言わせれば、憲法第8章が「地方自治」という形で規定したということは、日本の民主主義政治体制は、中央政府と地方政府の対抗関係をまずベースにして確立されていくのだ、そのことを憲法は宣言したというように考えるべきではないだろうか。そのように思っているわけです。

そうすると、まさに地方政府が、中央といいますが、中間の政府も含めてそこに問題提起を

するという意味でいえば、これは憲法改正・参議院問題とも微妙に絡まる話でありますけれども、例えば自治体からの法案発議権であるとか、あるいは、ドイツ連邦参議院ではありませんが、そうした国政への大幅な参加の制度的保障。そのような政治改革としてより骨太の、いわば改革というものを必要としているのではないか。このように思っているわけです。

むすび

結局、まとめて言えば、これは皆様方のご意見がどうかということではありますけれども、一つは要するにローカル・ルールをきちんと設定しうる税財政基盤を確立する。そのことは、今の消費税をきちんとした付加価値税に改めて、

質疑応答・意見交換

並河：確認ですが、ローカル・ルールというのは、もう少し分かりやすく言えば、生活者の安心・安全、生活を維持するためのシステムを作るということですね。ルールということになると、法律とか条例とかいうことを思い浮かべますが、そうではなくて、端的に言えば、消費税を少し増やすことによって、生活の維持システムをもっと充実させるという理解でいいのですね。

新藤：政策の優先順位を替えるということです。

松本：歴史的にこの 20 年を振り返っていただいたのですが、今現在のところ、参議院選が済んで政権が何か死に体状態になってきたところで、これからどのように改革というのが行われていくかということなのですね。止まってしまうのかもしれないし、すべて、もう次の総選挙までみんな持ち越したとなるのかもしれないし。しかし、安倍さんは自分の改革路線は否定されてはいないという評価ですよ。確かに不祥事や失策がたくさんあったから、改革路線そのものが否定されたのかどうか分からないけれども、この改革路線というのがまた、財政再建路線でやってきた小泉さんの路線がそのまま行っているような感じもするし、それが否定

そしてその税率を上げていく以外にない。それを明確に、大胆に責任を持って定義できるかどうか。ここに一つはかかっているのではないか。もう一つは、今申し上げたような政府間関係の組み換えと申しますか、地方と中央との対抗関係を作る。このようなことが問われているのだろう。もちろん、ここにはいろいろな枝葉や茎がありうるはずでございますが、しかし、その二つを根幹にしたこれからの改革が問われているというように思っております。

非常にざっぱく話で申し訳ないのですが、一応お約束した時間になりましたので、最初の私の問題提起はここまでにさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

されていないかどうかということも必ずしも分からないということもありますね。

それから、民主党がかなり議席を獲得したけれども、では、民主党の改革路線と申しますか、これが支持されたというわけでもないだろう。また、例えば分権でいうと、民主党党首が変わるたびにかなりぐらぐらしてしまうのですね。分権連邦型国家などと言っていたのが、小沢さんが党首になったら 300 自治体などと言っておられますね。そうすると、これもまたどうなっているか分からない。そうすると、現状から次の改革への展望について、ちょっとお話しいただければと思います。

新藤：いや、非常に難しいご質問で。実は、このレジュメというのは、参議院選挙の開票以前に書いております。それを受けてからというならば、また全然違った話があるかと思うのです。安倍首相は「自らの改革路線は否定されていない」ということを言うのだけれども、ではその自らの改革路線とは何なのかというわたしの見解のほうから、先に少し補足的に話をさせていただきます。

ほとんどの方々があまり言わないのだけれども、あの戦後レジーム、戦後体制からの脱却ということと、安倍政権のやっていることという

のは、全然つじつまが合わないとお思いになりませんか。

このあいだもあるところに書いたのですが、つまり、戦後レジームとは、はっきり言って、GHQの中心部にいたアメリカが日本をその支配体制の中に組み込んでいく。そのために旧国軍を徹底的に解体したし、旧支配層を追放して、さらには、政治構造を絶対主義体制から一応民主主義政治体制に変えていった。もちろん、アメリカは自分の覇権のご都合次第によって、いったん解体した日本の旧国軍を再軍備しろといったり、さらに、その時々で「おれたちを助ける」とやってきているわけですがけれどもね。

しかし、戦後レジームからの脱却という一方で、集団安全保障が可能か可能ではないかなどと今やっている。あれは初めから結論があるわけでしょう？ 結局、アメリカの戦後レジームの中にどんどん深く入り込んでいるだけであって、何が戦後レジームからの脱却だということですか。本当に戦後レジームからの脱却というならば、今度の臨時国会で問題になるでしょうが、別にアメリカなんぞ助けない。なぜ、軍艦に日本の軍艦が補給してやらなければならないのか。わが国軍はわが民族のためにあるのだと、なぜやらないのかと思うのです。ところが、どこの新聞もそのことは全然言わない。

そこの部分が矛盾しているということを安倍自身が気がついているかどうか、わたしはよく分からないのですが、まさに教育基本法の改正などというのは典型だと思いますけれども、一種の新国家主義的な色彩が非常に強まっている。

ただ、このあいだの選挙の結果だけでいえば、要するに、今はもう格差問題だとか医療保険の崩壊だとか、あるいは同じことかもしれませんが、ワーキングプアだとか、このようなときに戦後レジームからの脱却だなどという話は全然距離が遠すぎて、みんなピンときていないし、「あれは、だからばかだ」という形で批判が集中して不信感につながっているので、絆創膏だとか政治資金の話というのはそれを促したきっかけではあっても、むしろ基底はもっと大きいところにあるのだと思うのです。

さて、ではこのあいだの結果を受けて一体どのように進むのかと試してみても、わたしにも

よく分かりませんが、つまり先ほど来ずっと言ってきたことというのは、本当に繰り返すようだけれども、戦術はあっても戦略はない。だから、その場その場で集っていく。したがって、民主党の中も一枚岩では決してない。例えば、今度の特措法の問題になってきたら、果たしてあの中はどのようになってくるのだろうかというように思う。

結局、わたしはよく分からないのだけれども、多分、政界再編が近いのではないかと、もう一度。その政界再編の結果、初めて少しは戦略的視点に立った、この国をどうこうするという改革が動き出すのだらうし、今の自民党、今の民主党、どちらを見ていても、このまま明確な対抗軸を作ってどうこうという動きには、わたしはどうもならないのだらうというように思っています。

ただ、そのような中でも、わたしのレベルからいえば、これ以上の勝手気ままな、特に教育改革だけはさせてはならないというように、わたしは本当に思うのです。特に、教育バウチャー、学校バウチャー、要するにあのバウチャー券のたぐい。あるいは、学区の自由化をどんどん進めていくことは大問題です。

例えば、バウチャー券というのはその一つの極端かもしれないけれども、あれは、このような大都市圏に暮らしていれば、歩いて帰れる範囲内に公立小中学校が結構たくさんあるから機能はするでしょう。しかし、山間部、歩いたら1時間以上もかかる、だから通学バスを動かしている。バウチャーを配られても使いようがないというところはたくさんある。では、そのような人たちはどのようにするかといえば、東京圏とか大阪圏に越してこいというのか。しかし、それは現実にできないですよ、ほとんど。

そうすると、将来の日本の人材というのは、大都市圏からでいいのかという話になってくるのです。だから、ある小さなところに、「安倍さん、あんた、そんなことばっか言ってるけど、あんたの生まれた（実は、あの人は生まれていないけれども）故郷だ、故郷だと言っている長州というのは、あの時代、辺境の地だったんじゃないですか。その辺境の地から明治近代国家を作った人間が出てきた。この問題をどう考えるのか」と、皮肉たっぷりに書いたことがあるのですけれども、いまのような教育改革だ

けはやってはいけないと思う。

そもそも、あの手の教育における競争をやれば、足立区のようにせが横行するのは当たり前でしょう。きちんと試験は自分の力でやらなければいけないというのに、「先生に持って行って直していいんだよ」とか。あげくの果てに、皆さんご存じだと思うのだけれども、足立区で今、子供らにはやっている言葉は、品川区でもそうだというのですけれども、「ばか学校」という。要するに、小学校の先生たちが生徒の獲得競争をやる。そして進学がどうだとか競争率が、点数がどうだといって、そちらにたくさん集まる。少数しか集まらないところというのは、たくさん集まっているところの生徒が「ばか学校」だと言っているというのです。このようなことをやっていたら、もうこの国はだめになります。

だから、いろいろあるけれども、教育改革だけはどのような政権ができる前にも、もっと大きな声を出すべきなのではないか。そのようなことを思っています。答えにならないかもしれませんが。

並河：追いかけて、ちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほどのお話の最初の方で「政権の構成と改革アジェンダの特徴」ということで、自民単独、連立、連立のといわれました。そうすると、これからのあり方は、もちろんここに書いていないやり方もあるのかもしれませんが、雰囲気としては、連立政権、古い社民と古い自民の合わさった、何となく少し居心地のよさそうな社会を作りましょうという、オブラートに包んだような政策が、これから一つの方向として出てくるという可能性はあるのでしょうか。

新藤 非常に予測の難しいところですが、ただ、おそらく先ほどの松本さんのご質問との関係でいっても、わたしは政界の再編が避けられないと思うのです。おそらく、最もわれわれの市民生活にとって望ましい連立政権というのは、穏健な多党制のもとでの連立政権。つまり、せいぜい政党が四つか五つで、そのときそのときの重要政策課題に応じて連立政権を組んでいく。このような穏健な多党制のもとでの連立政権

というのが、市民の生活にとっては最も望ましい政権だと思うのです。

だから一つの関心は、そのような方向にこの国が行くのか。例えば民主党一つを見ても、自民党よりもまだ右のようなグループから、典型的な旧来型・日本型社民までいて、真ん中もよく分からないという状況。そして自民党のほうも、かなりの国家主義者から、かなりのリベラルグループまでいて、リベラルな政党を作ろうというグループもいるわけであって、そのような意味からいうと、もう一回の政界再編というのが避けられないのではないかと。その上で、今申し上げたような連立政権になっていけばいいだろう。

しかし、それが実現すれば、今、並河さんがおっしゃったような、オブラートに包んだような、明確な方針といえますか将来像が示されない、そのような政権のもとでこの国は、何といえますか、漂流していくという危険性が高いのではないかとこのように思います。だからこそ、逆に言えば、地方の権力をきちんと確立していくということも、われわれに問われているのではないだろうか。そう思います。

得本：政治改革の重要性という形でいろいろな面で言われたのですが、例えば、地方分権の改革も政治改革としてとらえるべきだというのですが、先生の政治改革というのを、人によっていろいろなとらえ方があると思うのです。例えば、いわゆる政党のリーダーシップだとか戦略を持った政策作りができるとか、そのような政治の状況を作るといっても政治改革かもしれませんし、前の政治改革のときには、いわゆる選挙制度の問題、政治と金との問題というようなものがありました。地方分権とこの政治改革との関係を、先ほどもちょっとお話しされたのですが、どのような具合にとらえればいいのか。もちろん、中央政府と地方政府との関係もです。

特に、問題意識の背景に、先生も格差の問題を言われました。特に大都市と地方との格差というのは、ぐんぐん所得格差を含めて拡大していますね。しかも、少子高齢化がそれに急ピッチでますます拍車をかける。そうすると、今も県の単位での所得格差というのはものすごく広

がっているし、今のままいけば、ますます広がって行くであろう。そうしたときに、税の改革とか、中央と地方との再配分をどのようにするかということが非常に重要な視点だと思いますし、そのために政治改革という視点も大事だろうし、また、先ほど申された税制の抜本改革、特に消費税の問題などは、どのように再配分するかは、わたしはよく知りませんから、テクニカルな問題もあるのかもかもしれませんが、そのような背景の片方で所得格差がぐんぐん進んでいくという。しかも、移動できる人は若い人であって、高齢者は移動ができないということになると、このような状況の中で今、税の抜本的体系うんぬんの問題と、それから、おっしゃいましたけれども、再配分の問題という形を、政府問うんぬんという形でできるのかどうか、わたしは疑問なものですから、どのようなイメージを持っておられるかちょっとお聞きしたかったです。

新藤：まず、政治改革としての地方分権改革と言っているのは、地方政府の規模をどのようにするかという議論は残るにしても、中央から地方に下降する今の政治行政体制ではなくて、地方から中央に上昇するような政治行政あるいは財政の体系に改める。それが日本の民主主義政治体制を進化させるポイントだと。そのような意味で政治改革という言葉を使わせていただいているわけです。

したがって、そのような政治改革として、そのようなことを目標にしている分権改革、そのためには、例えば付加価値税に消費税を改めたとして、では消費税をどこの税にするのか。当然のことながら、地方の税にしろという意見がある。あるいは、財政調整を具体的にどのような仕組みでやるのか。そもそも、税源の偏在が比較的小さい消費税を交付税の原資に入れていること自体、おかしな話なのです。だから、税源偏在の極めて大きい所得課税を財調原資に充てていくとかいうことになる。

あるいは、ローカル・ルールという話とも関係してくるのですけれども、先ほども少し触れておりますが、このような政治改革としての分権改革というためには、あまり憲法に手をつけることを言うのも、変なところを突つつくよう

な話になりかねないので問題なのですけれども、ただ、例えば参議院を各地方団体、これは今でいえば府県かもしれませんが、その知事と県会議長から構成してもいいのではないかと。つまり同じ選出原理の二つの議員を持つ必要というのは全くないと思うのです。

だから、去年 12 月、これは今の選挙後の再選された知事がどのように扱うのか、よくわたしは知りませんが、神奈川県が県で初めて自治基本条例を作る、だから研究会の座長をやれと言われて、12 月に最後の報告を出したのですが、その条例のもとで、実質、第二院を作りましょうと提案しました。つまり、市町村の長と議長、それから県知事が対等の場で協議をする。そこの協議の合意がないものを議会に出すなど。そのようなことを、その小さな県の中での話として申し上げただけけれども、同じようにそのような工夫も必要なのだろう。

そうなってくると、今のレベルだけ見れば、例えば高齢化問題に対しての対応というのは、なかなかいかないではないかというようにおっしゃるかもしれませんが、今の集権体制、厚生省のあの法律本体だけならまだしも、こまごまとした政令どころか省令、さらにはさまざまな通知でやっている体制から切り取ってくれば、わたしは、まさに市民の知恵でより豊かな全体の介護といえますか、共に生きる社会が作れるだろうし、医療にしてもそうだろうと思うのです。あるいはまちづくりにしても。そのような意味で、上昇型の制度を作る。それを分権改革であり政治改革として追求することで、それにはさまざまな選出代表の論理だとか税の転換の問題というのはありますけれども、基本はそこです。

松原：ちょっと具体的な話をお伺いしたいと思います。小泉さんから安倍さんにつながって、安倍さんが、今回の選挙では負けたけれども、政権は維持すると。そして、戦略があるのかなのかと。このようなお話でした。

では、日本の政治で、同じような意味で政権担当の可能性がある人というのを考えていくと、一つは小沢さんですね。それから、麻生さんの名前も出ている。谷垣さんというのは、実はもしかしたらある意味では政策がしっかりしてい

て、消費税を上げると言って総裁選で負けたわけですけども、そうしたひとがおられる。そうすると、先生がおっしゃるようなしっかりとした戦略のようなものを、どのような勢力が、ちょっと人ぐらいいまで頭に入れたぐらいで、これから先、日本で出てくるのかとお考えなのが1点です。

もう1点は、どうも大きな戦略がないなと先生がおっしゃったのは、私も大賛成です。それから、今の自民と民主を見ると、だいぶ人脈も入り乱れていて、片や強硬派がいれば自民に穏健派がいるしというような。その意味で、政界再編というのは非常におもしろいと思う。そこまでは賛成なのですが、その一方で、先生が、連立がいいのではないかと、緩やかな連立でテーマごとにやっていったらどうかとおっしゃいましたけれども、そうすると、もう戦略もへたくなくなるような気がしましたので、大きな国の戦略が大事だよというお話と、連立で進めていったらどうなのだとこのころの、何か違和感といいますか、距離を感じたので、その2点です。

非常に現実的な話と、連立なのか再編なのか、2党制なのか多党制なのかというような大きな話ですね。その中で、先生がおっしゃる戦略というのはどのような仕組みで維持できるのか。その二つをお伺いしたい。

新藤 一番めのご質問というのは、固有名詞を挙げるといえることですか。

松原：念頭にしながらぐらいでいいですけども、ただ、政治制度というものは決まっていますから、ある程度、どのようなところが担いうるか。

新藤：おそらく、どのようなところが担いうるかといいますか、担うべきかという話は、その人の政治を見る目とか価値観でだいぶ違うと思うのですけれども。だから、今の安倍政権というのはほとんど死に体内閣であって、おそらく今年中にわたしは総選挙があるだろうというように思うし、その総選挙後か、あるいはそれに向けてか、それなりの再編といいますか、党内議論がいろいろにぎやかに展開されていくと思

うのです。したがって、次期政権というのは今の自民のだけか、あるいは衆議院総選挙で勝つてどうかという枠よりも、もっと違った形の枠があるのではないかと。

例えばちょっと極端なことをいうと、岡田氏ですね。岡田氏を軸にした形の自民と民主の、ある意味のリベラル派といいますか、穏健派といいますか、前原グループなどを外す。そのような絵が一つ描きうるのではないかと。そして、加藤紘一あたりが今度は黄門さんになっていくというような、そのような絵が描けるのではないかとこのように思っています。

それから、後者のご質問なのですが、穏健な多党制というのは、実はそれほど政策観に違いがないわけでありまして、そのときそのときの重要問題で、当然、連立を組む。しかし、一方において、全体的な日本をどのようにするかというところの協調性は、当然なければ連立を組めないわけですから、それは別にそれほど問題視する必要性というのではないかと。

例えば、東アジアでどのように日本は生きていくのか。そのときに、北朝鮮まで含めてこのアジア諸国との平和外交を、典型的にかなり力点を入れて展開しようというグループの政党が二つぐらいあるとする。他方において、「いや、あれは敵だ」という形の、極端な言い方ですが、グループがあったとする。そのときに年金問題が出てくるというときに、そのような国際的な視野の話というのは、当然その連立政権に響いてくる。あるいは、国内においても徹底的な規制緩和をするのがいいのだ。そうではなくて、社会的再規制はきちんとすべきだという、このようなグループの中で、例えば医療保険改革の問題の手の組み方というのがあるから、個別の問題だけで連立を組むわけではないと、わたしはそのように見ているのです。

後藤：最後にいわれた「政府間関係の組み換え」は、やはり本当に確かに必要だと思うので、そこへ最後に落ちる話を聞いて大変興味深かったのですけれども、一つは、栗山さんに教わったわけですけども、結局、この地方分権改革というものがかなり進んできたときには、やはり国のレベルでのいろいろな改革、臨調行革審の改革とかなり組み合わせられているのですね。

ですから、これからの地方分権改革をやるときも、国のレベルでの政府のマネジメントとガバナンスについて、かなりきちんとした改革をやるといふこととセットで、地方の分権改革が進むのだからと思うのです。

その際、やはり国の仕事も、一つは地方から上昇していった国へ食い込んでくるということもあるわけですが、それと同時に、国のほうが、やはりいくつかの国を超えたもう少し広い地域の地域政治に、いろいろなものをゆだねていくという動きも必要になるので、多分それは、例えば通貨同盟とか通貨のバンドとか、スネークバンドとか、そのようなことで、かなり予想を超えて早く進むような気もしないでもないのですけれども、そのようなことについてどのようなお考えなのか。そして、その中で、国を超えた動きと地方での独自の動きがいきなりつながってしまうということもありうるわけで、その辺のことについてちょっと補足的に意見をいただければと思うのですけれども。

新藤 少し長期的に見れば、要するに国民国家というのは、地球的規模で考えてリージョナルな部分、それから、まさに地域、1国内の地域の二つに、二極分解していくと思うのです、わたしは。だから、その先走りというのは、EUというのは一つの先走りだと思うのですけれども、全体的なある一定地域における通貨統合まで含んだリージョナルな政府は、一方でそれぞれの国の中の徹底した分権化が進行するという、二つに分解していくのだからと思うのです。それは多分、日本でも避けられない。でも、アジアの問題を考えると、10年やそこらではそのような方向が定まるというようにはちょっと思えないけれども、少し長い将来のことを考えると、やはりそのような方向に行くだろう。

それは、必然的に中央政府の権能を純化することになってくるわけですから、中央政府が地方に対していろいろな指針を出すこともあるでしょうけれども、同時に、全体の国際的なリージョナルな何らかの機関との調節を経て、地方に何らかの指示といいますか、アドバイスをします。そのような小さい政府。その意味での小さい政府に、わたしはなっていくだろうと思っています。

逢見：最後のところで「ローカル・ルールとグローバル・ルールの調節」というのがあって、ここはやはり、今後も政治的な争点になっていくのだからと思います。例えばグローバル化について、これは避けられないと思う。しかし、そこにルールをどのように設定するのか。ちょうど選挙前に、ブルドックソースを巡る敵対的買収の問題がありましたけれども、あのようなものが今後どんどん起こってきたときに日本はどのようにするのか。それをグローバル・ルールとして受け入れるのか、いや、やはり規制すべきなのか。あるいは、企業の政治と生活者の政治といったときに、国際競争の中で日本企業が生き残ることが必要だという国際競争勝ち残りという大義名分もある。しかし、やはりそうではないという人たちが今回の1人区の反乱として出てきたのだからと思いますし、それから、政府間関係の組み換えということについて、これはまだどのような争点だったのかよく分かりませんが、しかし、やはり地方の人たちが今の現状に満足していないということもはっきり示されたのだからと思うのです。

ただ、これが社民カリベラルかという対立軸になるのか、あるいは、それで政界再編ということになるのかということ、どうも僕は、新藤先生の言うようにはすっきりいえないのではないかという感じがしています。多分、それぞれの政党にも多様な意見があるけれども、その中で合意形成が進む。それで政界が再編される、それを軸に分かれるということよりは、それぞれの政党の中でいろいろな議論をして、若干対立軸になるかもしれないけれどもかなり似通ってくるのではないかと、という感じがするのです。むき出しの競争といいますが、弱肉強食的な姿で突っ走ることに対するブレーキがかかるだろうし、しかし、グローバル化を今更否定して内にももるということもできないとすれば、それほど違いがない結論になるのではないかと。むしろ、今のままで政局を二大政党的に争うという、政党間競争のようなゲームのようなものになって、そのような戦略とか理念というのはちょっと後ろに置いて、それはあとから考えるという感じになっていくのではないかと。

要するに、戦略の違いイコール政界再編とそ

れほどすっきり分かれなような気がしていて、そこはちょっと疑問だったのです。

新藤：おっしゃることはよく分かります。そのぐらいすっきりしていたら、この日本の政治ももっと前進していたと思うのです。

ただ、ただ言えることは、やはり一つ、二大政党になれば、当然のことながら政党間の政策距離は短くなるのですね。しかし、この国の政党というのは、わたしは、今の民主党は新進党の失敗に全く学んでいない。つまり、ごった煮集めといいますか寄り集まってそれなりの議席を取れば政権が取れると思っているかもしれないけれども、集まれば集まるほど議論が拡散してしまうでしょう？ それで、右から左までいろいろいる。それから、もう一つは、国際政治の影響というのはかなり大きい。ですから、党内政治のレベルで、もう少し穏和な方向でいこうなどという話でまとまるのだろうか。そこは、ここ1年2年で政界再編が起きるとは思わないけれども、ちょっと5年ぐらいのレベルで物を考えたら、今の二つの政党がそのままの形で存在しているかといえば、わたしはかなり疑問に思うのです。当たるも八卦、当たらぬも八卦のような話で申し訳ないのですけれども。

栗山：まとめのところで、政府間関係の組み換えと税財政基盤で消費税ということを言われて、そのときはその消費税をどのようにするのかという疑問を持ったのですけれども、得本さんのご質問で、地方財源というニュアンスに受け取ったのです。消費税は、一つは偏在が少ないので地方の財源のほうにふさわしいという意見があるのですけれども、一方で、これから増税の余地のあるのは消費税だという見方からして、今回の選挙でも基礎年金の財源にという、国が取るという意見がありますね。わたしも、従来は地方分権を進めるための地方の財源に消費税をと思っていたのですけれども、今日の先生の話聞いたときにちょっと逆のことを思いました。

というのは、グローバル化という話があって、グローバル化というのは、日本企業が工場を海外に持っていくという少し前の段階から、もっと進んでいるというような気がして、工場を向

こうへ持っていっても、向こうで稼いだのが日本に還流してくるということと、それから、外資がどんどん日本に入ってくるということでは、グローバル化というのは日本にとっては、ちょっと影響が違うのではないか。そのときに、そのような企業が納める法人税を国税に持って行って、所得再分配に使うというのは、結局、地方分権にならないのではないか。

だから、むしろそのような新自由主義といいますが、競争至上主義のようなものかもしれませんが、そのような法人の税を取り合うということが地方分権の、あるべき姿ということ言い過ぎですけれども、そのぐらいの気持ちが必要なければ、中央政府と対抗するような地方政府にはならないのではないか。逆に法人課税、偏在の大きい、これから、いわゆる持っていき方によっては伸びる余地のある税を、むしろ地方に取ったほうがいいのではないかと、お話を聞いていてそう思ったのですけれども、いかがでしょうか。

新藤：おっしゃることは分からないわけではないのですけれども、偏在が大きいものを取ってみても、基本的にはやはり偏在が大きいわけですね。

だから、問題なのは、今、国税と地方税という二つのカテゴリーしかないのですね。そうではなくて、わたしがセンター長をしている分権型政策制度研究センターでも言ったし、知事会等の研究会でも同じことを言って、ちょっと細かいことを言うと違うのだけれども、もう一つ、地方共有税とか共同税という法的カテゴリーを作るべきなのです。国税たる何とかから何%を交付税に入れるのではなくて、これは地方全体の税という、そのような法的カテゴリーをきちんと入れて、財政調整を行っていく。決して国の恩顧に期待するという仕組みではないものに組み換えるということが必要なのではないかと、そのように思います。偏在の大きい企業というものが来れば、いうことに超したことはないのだけれども。

並河：今の点は前から議論しているのですが、地域が競争して、要するに地域産業政策を立てて、何も企業誘致に限らないのですけれども、

地域の経済を活性化させるというそれぞれの努力が、日本全体の活性化に結びつくのではない。そうしたときに、やはり一生懸命頑張ったら税収が伸びるといふ、弾性値の強いものもかなり地方税の中に組み込んでおいたほうが、そのような意味では努力が報われる。その代わり、だめなときにはひどい目に遭いますけれども。

だから、全体の受け皿といいますか、セーフティネットは財政調整でやらざるを得ないのだけれども、地方税は安定的な税収だということに決めつけしないで、むしろ結構リスクなものを入れたほうが、地域がおもしろくなるのではないかという議論も前からこちらもしたことがあるのですが、どうでしょう。

新藤：ですから、そのようなリスクな、競争を促すような税を取り入れること自体は、当然といえば当然でしょう。しかし問題は、地方の自治体、小沢的に300にするのか、今のまま1,800程度でいくのか、それをもう少し1,000ぐらいにするのか。そこはともかくとして、地方の政府というのは、われわれ市民の生活に最も密着している政府でしょう。だとしたら、その税は、まず何よりも税源偏在が比較的少なく、経済の変動に税収が敏感に反応しない、そのような税をいかにベースにきちんと置くかという議論をした上で、今のような議論をするべきだとわたしは思うのです。

だから、例えばふるさと納税。あれは税としてではなくて、もうどんどん寄附しろと。その代わり、所得税からその分を税額控除すると。それだったら、かなり刺激になるのではないか。税額控除というのは大きいですからね。だから、そのような仕組みをわたしは工夫することは賛成だけれども、その前にやはり、市民の生活に最も近い政府なので、こここのところの財源はどのように確保するのか、どのような税かという議論を基本に置いた上で、そこをわれわれは固めた上で、では刺激するためには何がいいか、そのような議論であるべきだと思います。

鈴木：93年だったですか、細川内閣ができて、いわゆる自民党の独裁政権というのが崩れた。そして、連立のいわゆる政権交代というもののまねごとがスタートしたときに、ちょうど菅直

人さんなども入って、行革の検討グループを当時の連立与党がやって、われわれも参加したことがあったのです。

あのとときというのが一つのターニングポイントであって、あれがうまく育っていったら、非常に私は今日の日本はだいぶ変わっていたのではないかという感じがします。しかし、そのあと小沢さんが、途中で変な気分を起こしたのかどうしたのか、めちゃくちゃにしてしまって、なりふりかまわない自民党が社会党を連れ込んで、今日のねじれ現象のもとをつくってしまい、二大政党を目標としていたけれどもその最初のスタートのところでもうだめになってしまった。本当の意味での二大政党ができるのが必要だという感じがするのです。

特に問題と思うのは、2005年ごろになると、二大政党とは何だということになるのだけれども、二大政党を作るための小選挙区だということになると、議員というのは何かというと、選挙民から頼まれたら、よかろうが悪かろうが何も関係ない。要するに、選挙民を見たら頭を下げる、言われたら申し込んでくるという話で、何でもかんでも、だれかなにかいうと反対する。こうした激しい反対を受けた経験があります。そのようなことから、世襲議員のようなものが跋扈してしまって、今もお仲間の問題を起こしていますけれども、先ほど先生が言われたイギリスの例というようなものをもう少し入れて、政治屋さんが選挙民の一人にでも頭を下げられたら聞かなくてはいけないというような仕組みからとにかく脱却する。難しい問題だけれども、これをしないと、同じことが繰り返されるなという感じが非常にしているのですけれども。これが第1点。

それから第2点は、わたしは規制緩和をずっと手がけてきたのだけれども、まるで格差が規制緩和の申し子だというようなことを言われる。けれども、それはちょっとこれまで苦労してきたわれわれに対して失礼なのではないか。要するに、国から締め付けて同じような条件にして、仲良し村になって発展することはやってはいけない。それが規制緩和なのですね。だから、闘え、お互いに切磋琢磨しろと言っている。琢磨したら差ができるのは当たり前なことなのに、差ができたなら、これは規制緩和委員会が悪いの

だといわれる。このような失敬な話をどのようにしたらいいのか。

戦後から、日本というのは要するに「均衡ある国土の発展」ということをキャッチフレーズとしてやってきたけれども、何をしたのかというと金太郎飴を作っただけで、要するに、どこへ行っても同じ構造の日本を作ってきた。では、北海道というのはせっかく土地があるけれども、では工場をわれわれは北海道で作るかといえば絶対に作らない。それはなぜかといえば、それだけのディスアドバンテージがあるけれども、要するにコストが高く、そこに作る意味がない。だから中国へ行くという現象が起こってきた。

このような問題というのも考えて先ほどの地方自治ということがらをいうならば、やはり、その格差を逆に取って、要するに、自分のところはもっと安くできるとかいうように、メンタリティを変えていかなないとだめだということなのだけれども、そのようなことは可能なのか。

先ほども先生がおっしゃって、ちょっとわたしにはピンとこないのだけれども、学校は一つしかない。それだけの人口はいない。そこでパウチャーをやっても選びようがないと言うけれども、選べないものは仕方がないではないですか。それは何が問題だということなのであって、それを「問題だ、問題だ」と言って「格差だ、格差だ」などと言うのは、新聞でもあるまいし、おかしいのではないかという感じがするので、ちょっとその辺について先生から反論をしていただきたい。以上、2点。

新藤：前者のご質問についていえば、別に反論でも何でもなくて、わたしは、小選挙区中心の今の選挙制度はおかしいと思います、基本的に。やはり、おっしゃるようなお供物 - 御利益政治をやめようと思うならば、徹底した比例代表選挙に変えていくべきだろう。そうでもしない限り、「やれ、うちの息子の世話まで」というような話までなかなかシャットダウンするのは難しいだろう。

ただ、例えば党中央の権限が強大になるような政党が、このようなポスト近代化時代にふさわしい政党かどうかというのは、かなり議論しないとまずい話だと思うのです。小選挙区制度自体が近代化過程の選挙制度なのであって、だ

からイギリスの場合でいえば、まさに候補者の中から徹底的に党中央が選別して行って、「おまえはどこの選挙区から出る」とやっているのだけれども、しかし今はポスト近代化時代、言い方を変えると成熟時代だ。そして、いろいろな地域観は多様になっているし、人の考え方も多様だ。そのような時代の政党組織論として、党中央が強大な権限を持っている社会主義政党的なものが妥当かどうかというのは、わたしは一回みんなで考えてみるべきだろうと思っております。わたしは、そのような選挙制度に対する批判と、それから、政党組織論の見直しということが必要なのだろうと、ちょっとずれますが、そう思っています。

それから、2点目の問題は、規制緩和は大いに結構でしょう。つまり、先ほども申し上げましたけれども、何々業法でもっていろいろ官僚制が市場を作っていくてしまう。参入規制だ、あるいは製造品の安全だとか、いろいろな形の規制を加えてくる。しかし、あれは一体何を規制しているのか。規制ではなくて、実は保護してきたのが近代化過程の日本の形だった。それが、いろいろな領域でずっとポスト近代化時代といいますが、追いつき追い越せの目標が達成されてもなおかつ続いてきたというのが現実ですね。

ですから、銀行法などは典型だったわけだけれども、そうしたものを緩和していくというのは、それはそれで、わたしは、当然のことながら、先ほどのグローバル化の問題をどのように考えるかという問題と関係しますが、そのような時代に合わせていかななくてはならない。これはそのとおりだと思います。

ただ問題は、社会的な規制といった問題も一緒に捨てるべきではないでしょうかと申し上げたいのです。例えば労働時間の問題などは典型ではないですか。このようなことを、日本の経済的な規制の緩和と一緒に形でもって緩めていくということについては、わたしは強い違和感を覚えている。

それから、教育の問題に関していうと、要するに「格差、格差と言うなよ。そこに学校一つしかないんなら、それはしかたねえだろう」と。それはそのとおりですよ。わたしはそのようなところで育ってきたし、歩いて小学校も、1年

生のときには3、40分かった。問題なのは、今進めようとしていることが、ある特定地域における学校間競争と子供間の競争を前提にしているという、この問題でしょう。しかも、それをまさに学力といいますか、ペーパーテストの成績をメジャーにしてというこのやり方だけではないですか。これが問題なので、それをさらに昂進させるのがバウチャー制度だと思うのです。

そうすると、将来の日本の人材というのは、それなりに親に金があって、大都市圏にいて競争にさらされて、具体的数値が成績で出て、それが上位の公立校であったり私立の学校であったり、さらに、東京大学法学部か何学部か知らないけれども、そのようなルートしか作られなくなってしまうのではないかと。バウチャー制度をねらっている、あの井戸端会議の中でやっている連中たちというのは、ほとんどそこです。そこが分かっていないのではないですかというように、わたしは申し上げている。だから、バウチャーでもって子供の競争をと言うけれども、そのようなものは大都市圏しか機能しないだろうと。

鈴木：バウチャーは子供の競争ではないでしょう。教育を与える側、学校間の競争でしょう。

新藤：いや、それが子供間の競争になるのですよ。学校の競争は子供間の競争を前提にしない限り、学校間の成績の差というのは出てこないではないですか。

鈴木：結構です。あえて、もう一回反論はしません。

並河：今日は「これまでの改革・これからの改革」ということで、わが国民会議もあと1年でお店を閉めるということにも引っかけて、今までを一応振り返りながら、これからはどのようにしたらいいのかということのお話を、ある意味では無理難題を承知で新藤さんをお願いしました。新藤先生の頭の中にはこのようなイメージがあるのだということは、今日は非常によく分かったという会合だったと思いますが、そのとおりわれわれが行くかどうか、あるいは世の中がそう行くかどうかは、またこれからいろいろ議論をしてみたいと思っております。

時間をもう10分超過いたしましたので、強引でございますけれども、これで会を閉じさせていただきますが、最後に新藤先生、何か一言ありませんか。

新藤 それほどないのですが、ただ、わたしはいつも言うのだけれども、楽観的にものを考えましょうやという、そのような話でございます。

並河 ありがとうございます。ここには若い人もいれば、結構もう高齢者に入った人もいるわけですから、それぞれの持ち分持ち分で、これからのことを考えていきたいと思っております。今日は本当に、お暑いところをどうもありがとうございました。これで終了いたします。

以上

社団法人行革国民会議2006年度事業報告、07年度事業計画、決算・予算

8月6日の第35回定時総会で承認されました2006年度事業報告・決算、07年度事業計画と予算をご報告いたします。

2006年度事業報告

2006事業年度(2006年7月1日から2007年6月30日まで)における社団法人行革国民会議の活動は次の通りである。

1 シンポ「小泉改革の検証と次期政権への課題」の開催

5年間に亘る小泉政権が終了を迎え、次期後継を目指す候補がそれぞれ政策を発表しているとき、国民

会議では 06 年 7 月 21 日、第 34 回総会を標記のシンポジウムに切り換えて、小泉後の政策のあり方について議論を行った。シンポでパネラーとなったのは、赤井伸郎・兵庫県立大学経営学部助教授、上村敏之・東洋大学経済学部助教授、曾根泰教・慶應義塾大学総合政策学部教授、中里透・上智大学経済学部助教授で、田中宏樹・同志社大学政策学部助教授がコーディネーターを務めた。これらの研究者は 2006 年 6 月に「政策創見ネット 21」として日本評論社から「小泉改革とは何だったのか」と題する書を出版している。

当日の議論の記録は、国民会議の HP に全文掲載した。

2 構造改革特区推進会議の運営

国民会議では 2003 年 8 月に 86 市町村長の参加の下に構造改革特区推進会議を立ち上げた。その狙いは、特区の実験を通じて地方分権の推進、政策のイノベーションを実現するところにある。推進会議の設立時には活動期間を 3 年間としたが、特区法改正など推進会議として取り組むべき課題が生じていることから、06 年 4 月の総会で、活動期間を 2 年間延長して 2008 年 3 月までとした。07 年 4 月の総会でこの件は再確認され、活動は 07 年度で終了し、そのあとのことは 07 年秋に検討することになった。

こうした流れの中で、特区推進会議は以下のような活動を行った。

1 首長レベルの会合

中馬大臣、佐田大臣との懇談会はいずれも流会。渡辺大臣は総会で挨拶

中馬担当大臣とは 06 年 2 月に首長レベルの会合を開いて意見交換を行ったが、特区法延長などもにらんで、再度、首長レベルでの大臣との意見交換会を開催することとし、7 月 11 日ないし 12 日の開催で日程調整に入ったが、中馬大臣に急遽、海外出張の日程が入り、会合は中止となった。その後、8 月末で再調整することも検討したが、新内閣誕生も間近なため、見送りとなった。

9 月 26 日の安倍新内閣誕生により、佐田大臣が特区担当大臣となった。特区推進会議では、これまで鴻池、金子、村上、中馬の歴代担当大臣との意見交換会を開催してきたので、佐田大臣との懇談会の開催のタイミングを測っていたが、12 月 27 日、佐田大臣が辞任したため、実現はしなかった。

12 月 28 日に渡辺新大臣が誕生したが、公務員制度改革等で大臣の日程がとりにくく、06 年度内での懇談会開催は見送ることになった。その後、07 年 4 月の推進会議総会に渡辺大臣は出席して挨拶を行ったが、国会日程などが詰まっているため、ごく短時間の意見交換を行っただけで退席した。

教育委員会問題での打合会（2006 年 6 月 7 日）

教育委員会の必置規制撤廃をめぐる交渉が大詰めを迎えているとき、西尾出雲市長、宮下善通寺市長も参加して、特区推進会議の細江代表と規制改革・民間開放推進会議事務局の井上参事官、特区推進会議の梶島参事官、黄地参事官補佐、三浦参事官補佐との意見交換会を開催した。席上、井上参事官から状況説明が行われ、特区の対象として学校施設の管理などが盛り込まれた場合、これに対する特区申請がなければ今後の議論に弾みが見つからないので、特区の認定申請が多く出るようにとの協力要請があった。（06 年度においては特区の認定申請は行われなかったが、首長への権限移譲などについての特区提案がいくつかの市から行われた）。

2 特区法改正をめぐる WG 開催（7 月 31 日、11 月 21 日）

特区法改正を巡って、推進室担当参事官などと推進会議のスタッフメンバーとの意見交換会を、2006 年 7 月 31 日および 11 月 21 日の 2 回にわたって開催した。なお、このほか、全国市長会の構造改革特区に関する研究会での大前室長の報告（10 月 6 日）、市長会経済委員会での小川副室長の報告（1 月 25 日）内容は、各特区担当者に直ちにメールで推進会議事務局から報告し、情報が途切れることのないようにした。

特区法の延長及び制度運用の改善については、特区推進会議がかねてから主張してきたことが盛り込まれたが、今後、さらに特区推進室とも連絡を密にして、運用改善に努めていく必要がある。

3 その他の活動

「構造改革特区研究会」の開催

推進会議では、まちづくり関係の若手研究者による「構造改革特区研究会」を2004年9月から組織し、「特区研究会」はほぼ月1回のペースで研究会を開催、05年度は雑誌「季刊まちづくり」や都市計画学会の機関誌「都市計画」に「まちづくり構造改革特区の研究」として発表した。

06年度は、都市計画協会編集の雑誌「新都市」の06年8月号から07年3月号まで8回にわたって、「構造改革特区制度と都市計画・まちづくり」を連載した。「特区研究会」では、各自治体からの提案とそれに対する国土交通省などの回答ぶりを分析、また、いくつかの自治体への実地調査なども行い、特区制度や事務処理特例、都道府県特区など幅広く取り上げ、今後の方向として「分権特区」の推進・実現を提案している。「特区研究会」は07年度も、さらに研究を続けることにしている。

全国市長会との連携

全国市長会では経済委員会のもとに「構造改革特区に関する研究会」を設けて検討を行っているが、特区推進会議事務局と全国市長会事務局とは相互に連携をとり、それぞれの会合にそれぞれの事務局担当者が出席し、齟齬を来さないように心がけている。

東京市政調査会のシンポへの参加

東京市政調査会では05年度から特区の研究に着手、06年4月の特区推進会議の総会でも西尾理事長が講演し、その成果の一端を披露されたが、07年2月3日に「構造改革特区は分権型社会を創るか」と題する公開講座を開催した。公開講座では、推進会議から並河事務局長が基調講演を行ったあと、パネル討議には草加市の中村特命理事が参加した。その模様は、東京市政調査会の「都市問題」ブックレット9として、3月末に公刊された。

情報・統計の収集と整理

特区の認定状況や提案状況などについては特区推進室がHPで情報を公開しているが、それぞれが細かく独立したPDFファイルであるため一覧検索・集計・加工が出来ず、使い勝手が悪い。そこで、推進会議では、これまでの特区提案を第1次から第10次まで一覧でき、自由に検索集計加工が出来るよう、EXCELファイルにデータを整えて推進会議（行革国民会議）のHPで公開している。

現在公開しているデータは

特区提案とそれに対する各省庁の回答（第1次～第10次）

地域再生提案とそれに対する各省庁の回答（第1次～第3次）

特区項目とその改廃、利用状況

等である。

HPでの情報開示・提供

推進会議では上記データのほか、これまでの会合の模様その他推進会議の活動状況を行革国民会議内の推進会議のコーナーにアップして、特区に関心のある人々への情報提供に努めている。

4 会員数

2006年4月の会員数は58自治体であったが、07年4月には51自治体となった。

2 土光臨調から小泉改革までの行政改革の文献整理と目録作成

行革国民会議には土光臨調以来の行革関連の議事録、提出資料、関係書籍、雑誌論文、新聞記事等々が保管されているが、その全体の整理は出来ていない。小泉構造改革に続いて、どのような改革を進めていくべきかとの議論が始まっている状況の下で、これまでの行革関連の議論を整理し、今後の教訓としていく必要性は高い。さらに、各所にあるはずの土光臨調以来の諸改革に関する文献・資料も時間の経過と共に処分され、散逸しかかっている。

そこで、国民会議ではトヨタ財団、JR東日本の協力を得て、国民会議内の資料だけでなく、広く各所に散在しているこれまでの諸資料・文献の目録を作成し、そのありかを確定させる作業を2005年4月

から開始した。目安としては、3年間で作業を完成させる予定である。

初年度の2005年度には、JRなど3公社、特殊法人等の民営化関係の資料収集と目録作りに取りかかり、06年度は、税財政、規制改革、地方分権に関する資料の整理を行った。

3 調査報告：公共サービスへの民間参入

規制改革・民間開放推進会議を中心に「市場化テスト」の検討が進められているが、その問題の全体像の把握のために、公共サービスへの民間参入に関するこれまでの日本での検討の経緯や、イギリス、アメリカなどの諸国における事例、NPMの得失などについての情報やデータの整理を2005年初頭から開始、10月に最終的なまとめを行った。

4 その他の日常的活動

第33回総会の開催

2005年8月19日、第33回総会を開催し、2004年度決算を承認した。

総会議事終了後、関西経済連合会理事・経済産業本部長から、関西経済連合会が中心となって関西圏の自治体、経済界と共同で進めてきた「関西分権研究会」の報告を中心に「関西がめざす分権改革・地方自治」についての話をうかがった後、意見交換を行った。

「この1年間の行革の歩み」2005年度版の発表

2005年12月、「この1年間の行革の歩み」（2005年度版）を作成し、会員に配布した。これは、行革国民会議が作成している行革関連新聞記事データベースから、主要項目毎に記事を検索し、それを年表形式にまとめ、簡単なコメントをつけたものである。1988年に現在の形式で作成するようになってから18冊めの発表となる。なお、2005年度版の発行は、予定より3ヵ月以上遅れる結果となった。

会員懇談会

2005年度は、8月の定時総会以外に、会員懇談会は開催されなかった。

「市民立憲フォーラム」への参加

改革をめざす多くのグループの連係を図るとともに、それを具体的な改革に結びつけていくために、国民会議と全国市民運動センターが共同事務局となって、97年5月9日に市民立法機構が発足したが、憲法問題を議論するために市民立法機構は2004年4月に「市民立憲フォーラム」を立ち上げ、市民の立場から憲法を考えていくことにした。

市民立憲フォーラムはほぼ月1回のペースで議論を進め、2005年5月、提言書「市民立憲案2005 いま、みなさんと話し合いたいこと」をまとめて公表した。

2005年度は、さらに残された問題を議論するためにほぼ月1回の割合で「フォーラム」を開催、06年4月には「フォーラム」の事務局長である安藤博・東海大学平和戦略国際研究所教授が「市民の安全保障」（市民立法機構 CIVICS 5）を発刊した。

市民立憲フォーラムの活動については <http://www.citizens-i.org/kenpo/> を参照されたい。

行革関連新聞記事データベースの作成

1981年の臨調発足以来、新聞記事のクリッピングを行っているが、そのデータベース化を87年12月から開始し、2006年6月末で18年半の蓄積となり、件数にして約19万件のデータが蓄積されている。その一部は主要項目毎に年表形式に整理して、毎年、「この1年間の行革の歩み（民間版行革白書）」としてとりまとめて発表するとともに、ホームページにもオリジナルデータと年表双方を掲載している。

なお、新聞記事は収集してあってもデータベース化していない1981年から87年までの分についても、

データベース化することを検討中である。

国民会議ニュースの発行

国民会議の機関紙である「Citizens Forum for Renewal」は、2005年8月号で149号となったが、その後、発行は休止している。なお、構造改革特区推進会議関連の議事録や提出資料などは、国民会議のホームページに掲載している。

その他の日常活動

民間の立場から行革全般に対してウオッチしている専門組織として、行革国民会議に対する新聞・雑誌等の取材は多い。また、シンポジウムや政党・市民団体の勉強会などにも参加した。

このほか、2000年3月からイマジジン出版社の「実践自治：Beacon Authority」の編集に参加、さらに2001年10月に創刊された地域経済関係の雑誌「コロンブス」の編集にも参画している。

5 会員ならびに役員

2007年6月30日現在、正会員は71名、維持会員は39社（団体）である。
2006年度は役員改選期であったが、役員は全員留任した。

以上

2007年度事業計画

1 基本方針

1983年7月に行革国民会議が任意団体として発足して以来、24年が経過した。89年7月には社団法人に改組したが、そのときからも18年が経過している。設立のときと比べ状況は大きく変化しており、行革の議論を絶やさぬようにとの会の設立趣旨はほぼ達成された。

90年代の大不況を経て、国民会議の法人維持会員数が激減し、会の運営に支障を来すことになった。そのため、委託研究などにより会の運営を続けてきたが、会本来の活動が停滞気味となり、このままでは会を維持する目的が達成されない状況となった。

国民会議では、現在、構造改革特区推進会議の事務局を引き受けているほか、05年度から3年計画で「土光臨調から小泉改革までの行革関連資料・文献の収集・整理事業」を進めている。構造改革特区推進会議は07年4月の総会で、推進会議の活動は07年度までと決定しており、国民会議が対外的に責務を担っているプロジェクトは2007年度末で終了することになる。

こうした状況に鑑み、社団法人としての国民会議の活動は2008年6月までとする。

2 2007年度の活動目標

活動の最終年度として、仕掛かりのプロジェクトを仕上げるとともに、今後の改革の道程について方向を明らかにする。

土光臨調から小泉改革までの総括を行い、今後の課題を抽出する。

構造改革特区制度・地域再生制度を地方分権推進の立場からの充実させる。

国・地方合わせた財政構造改革のシナリオをつくる。

行革関連データベースの充実

3 取り組むプロジェクト

土光臨調以来の行革の文献、資料の整理と解題

主要項目ごとに文献、資料を蒐集し、整理し、それぞれの意味づけを行う

構造改革特区推進会議

自治体が参加する構造改革特区推進会議の運営に携わり、分権推進の立場から制度の充実・改善を

図るとともに、パイロット自治体から特区に至るまでの歩みと成果・課題を総括し、報告書を作成する。

行革関連新聞記事データベースの作成

89年から始めた行革関連新聞記事データベースの作成を07年7月末の参院選の結果まで行い、「この1年間の行革の歩み」2007年度版を作成する。

「新しい公共に関する研究会」（2006年度からの継続）

公共サービスとはなにか、どのような公共サービスを誰が担うのか、また、そのための条件整備などについて検討を行い、これからの市民社会のビジョン、市民社会全体としての取り組みを明らかにし、公共サービスにかかる包括的で新たな指針作成を目指す。

財政構造改革と連邦制の研究

90年の「地方主権の提唱」、94年の「日本連邦基本構想」「地方財政改革試案」を見直し、財政構造改革と地方分権・連邦制とを組み合わせた新たな提案を2007年度中にとりまとめ、これまでの国民会議の活動の集大成とする。

情報発信能力の強化

かつて国民会議のHP上に「行革寸評」や「地域ニュース」を掲載していたときには、かなりのアクセス数があった。「地域ニュース」の復活は人員の都合上難しいが、その時折の出来事に対する「寸評」のコーナーは復活させ、情報発信能力を高めていきたい。

4 外延的活動の推進・強化

構造改革特区推進会議（前出）の運営

市民立法機構・市民立憲フォーラムとの連携

自治体政策雑誌「Beacon Authority」（イマジン出版社）の編集

地域経済雑誌「コロンプス」（東方通信社）の編集

以上

2006年度決算ならびに2007年度予算

(1) 収入の部						(単位:円)
科 目	2006 年度予算案	2006 年度決算	増減	2007 年度予算	増減	
会費収入	9,300,000	9,396,000	96,000	9,300,000	-96,000	
正会員会費	300,000	396,000	96,000	300,000	-96,000	
維持会員会費	9,000,000	9,000,000	0	9,000,000	0	
事業収入	6,000,000	6,490,000	490,000	7,000,000	510,000	
寄付金収入	12,000,000	9,700,000	-2,300,000	9,500,000	-200,000	
繰越金収入	8,749	152,193	143,444	174,340	22,147	
利息収入	0	1,303	1,303	0	-1,303	
雑収入	0	0	0	0	0	
引当金の取り崩し	0	0	0	0	0	
収入合計	27,308,749	25,739,496	-1,569,253	25,974,340	234,844	
(2) 支出の部						
科 目	2006 年度予算案	2006 年度決算	増減	2007 年度予算	増減	
事業費	16,940,000	15,828,760	-1,111,240	16,090,000	261,240	
会議費	1,000,000	495,454	-504,546	500,000	4,546	
会員討論会	200,000	0	-200,000	0	0	
総会・理事会等	800,000	495,454	-304,546	500,000	4,546	

研究調査費	10,400,000	8,201,790	-2,198,210	8,300,000	98,210
研究調査	8,500,000	6,593,161	-1,906,839	6,600,000	6,839
データ入力	1,900,000	1,608,629	-291,371	1,700,000	91,371
会報発行費	100,000	22,540	-77,460	50,000	27,460
資料購入費	240,000	232,896	-7,104	240,000	7,104
市民立法機構協力費	200,000	0	-200,000	0	0
HP刷新	0	0	0	0	0
特区・地域経済	5,000,000	6,876,080	1,876,080	7,000,000	123,920
管理費	10,360,000	9,736,396	-623,604	9,884,340	147,944
事務所経費	4,600,000	4,144,606	-455,394	4,200,000	55,394
人件費	5,700,000	5,582,610	-117,390	5,600,000	17,390
什器・備品	30,000	0	-30,000	0	0
雑費	30,000	9,180	-20,820	84,340	75,160
特定預金支出	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	0
会費未収処理	0	0	0	0	0
次期繰越金	8,749	174,340	165,591	0	-174,340
支出合計	27,308,749	25,739,496	-1,569,253	25,974,340	234,844

以上

【事務局より】

8月の総会で、社団法人国民会議は2008年6月末で活動を終了することが決定しました。これまで、活動を支えていただいた方々には心からお礼申し上げます。来年の6月以降については、まだ、何も決めておりませんが、組織を作りそれを維持していく仕事にはいささか疲れましたので、そうした雑務から開放された状況で、いろいろ物事を考えていきたいと思っていますところです。

あっけなく安倍政権が崩壊しましたが、次の首相がどのような政策を打ち出すか、それが今後の日本にとっていいことか悪いことかを、この残された時間で見たいと思います。勿論、野党の政策も同じことです。構造改革という名の下に行われた政策のうち、単に財政当局の発想で行われたものは正し、本当の意味での構造改革につなげていかなければならないと考えますが、今の風潮はむしろ逆で、何となく、「白河の清き流れに住みかねて、もとの田沼の濁りぞ恋しき」という江戸時代の川柳を思い出させます。

行革関連の新聞記事を年表形式で1年ごとに取りまとめる作業は1987年から始めましたが、いよいよ今回で最終回になります。7月末の参院選の結果で最終巻の年表は終了します。いま、整理を始めておりますので、10月中には完成する予定です。